

午前10時30分開会

○たかざわ委員長 おはようございます。連日お疲れさまでございます。ただいまから地域文教委員会を開会いたします。着席にて進行いたします。

本日の日程及び資料をお配りしています。議案審査が3件、子ども部の報告が5件、地域振興部の報告が2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、副区長にご出席を頂いております。副区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

また、地域文教委員会に陳情が送付されておりますが、陳情審査は次回の地域文教委員会で行いますので、ご了承ください。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第45号、千代田区立図書館の指定管理者の指定についての審査に入ります。執行機関より説明を求めます。

○大塚文化振興課長 はい。千代田区立図書館につきましては、本委員会において3月24日に指定管理者の指定手続についてご報告し、その後、公募を行いまして、8月25日に指定管理者候補者の選定結果についてご報告したところでございます。本日は、議案第45号、千代田区立図書館の指定管理者の指定について、地域振興部資料1に基づきご説明させていただきます。

まず、1の目的でございますが、千代田区立図書館は、平成19年度から指定管理者による管理運営を行っております。今年度末をもって現行の指定管理期間が満了となるため、新たに指定管理者を指定する必要があるとございます。指定にあたりましては、千代田区立図書館指定管理者候補者選定委員会の審議を経て、当該指定管理者候補者を決定いたしました。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

2の指定管理者候補者でございますが、団体名称は千代田ルネッサンスグループ、代表団体を含め、6団体で構成されております。グループの代表団体は株式会社小学館集英社プロダクション、構成団体は、大星ビル管理株式会社、株式会社図書館流通センター、株式会社ヴィアックス、サントリーパブリシティサービス株式会社、株式会社シェアード・ビジョンとなっております。

3の指定管理期間でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

おめぐりいただいて、裏面をご覧ください。4の指定理由でございます。当該団体は公共図書館の運営について豊富な経験と実績を有しており、今後も安定した運営の下、利用者ニーズに合わせた高いレベルのサービスの提供が期待できること、経営の安定性、業務の継続性においても一定の評価ができること、これらを総合的に勘案した結果、選定したものでございます。

5の指定管理者が行う管理業務でございますが、（1）区立図書館の運営に関する業務。（2）千代田区読書振興センターの運営（区立学校等に対する支援、読書振興活動等）で

ございます。(3)施設、付帯設備及び備品の維持管理。施設の大規模な修繕は除きます。

(4)その他業務(区への計画書、報告書の作成等)となっております。

最後に、参考資料として、別紙、選定委員会の候補者選定に係る評価結果(2次審査総括)表を配付してございます。こちら、審査の過程で、A団体、B団体、1次、2次審査結果とも評価点数に差がついておりますが、A団体につきましては、公共図書館での管理運営実績が現在ないということで、事業の新規参入、拡充ということで、意欲のある事業者ということはヒアリング等でも明らかにはなっておりましたが、豊富な実績と経験を有しておるB団体とは評価点数に開きが顕著に出てしまったというのが、この評価結果のポイントではないかと考えております。

ご説明は以上です。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 はい。説明を頂きました。これより質疑に入ります。

○牛尾副委員長 今回、図書館の指定管理者の指定の議案ということで、幾つか質問をさせていただきます。

やはり図書館というものは、図書館の自由に関する宣言でも、国民の知る自由、このために資料、施設を提供することを重要な任務としているということが掲げられております。なので、やはり、いかに区民に対して必要な資料をそろえていくのか、ニーズに添えていくのかということが本当に第一にあると思うんですけれども、その点、やはり指定管理となりますと、指定管理者、それが企業の場合、どうしても利益というものも考えなければいけないというふうなことがあると思います。

この参考資料を見てみますと、例えば施設の運営方針の中で、効率的な運営により経費縮減を図ることができるというふうなことも、その評価の項目に入っているんですけれども、この効率的な運営により経費縮減と、これは何の経費を縮減するという事で考えているのか、お答えいただけますか。

○大塚文化振興課長 一般的な話になってしまいますが、効率的な運営に対する経費削減というのは、当然、むら、無駄を省いて、費用対効果を求めまして、必要な経費には当然重くコストをかけ、そして必要のない、また必要性の薄れた部分についてはコストを縮減して、健全な財政運営をしていくという視点で図っているものでございます。

○牛尾副委員長 その必要の薄れたと言いますけれども、やっぱりなかなか、蔵書で言うならば、なかなか1年に1回しか借りられない本とかいうのもあるかもしれない。ただ、それは区民にとっても非常に必要だと思うこともあるわけですよ。だから、そうしたところが薄れたところなのか、それとも、その薄れたというのはどういうところのことを言っているのか。

○大塚文化振興課長 今、ただいま牛尾副委員長、蔵書の話を中心にされたと考えます。蔵書につきましては、限りあるスペース、蔵書スペースの問題がありますが、利用者アンケートや直接図書館の利用者の方から現場で寄せられた声を中心に、そういったご利用者の方のニーズは常にリサーチしているところでございます。その中で、計画的に各図書館の特性に合わせた蔵書を整えていくという方針の下、取り組んでおります。ただ、その蔵書に係る費用、ここを縮減するといったような考え方はございまして、やはり図書館の根幹をなすものは、利用者が求める資料を整えてサービスを提供するというのが基本だと考えておりますので、その点はしっかりと今後もやっていきたいと考えております。

○牛尾副委員長 蔵書はしっかり取り組んでいるとおっしゃっていますので、そこは区としてもしっかり見ていただきたいと思います。もう一つ、やはり図書館が本当に区民の知る権利を保障する施設にしていくためには、やはり図書館の中で働く司書さん、図書司書あるいは職員が、しっかり継続的に図書館の本とか、そういったものを継続的に積み重ねていくことが必要だと思いますし、当然、本に対する専門性、区民の要望に答える、こういう資料がいいのではないかと、ああいう資料がいいのではないかという知識、この専門性をやっぱり確保していく、担保していくということが非常に大事だと思うんですが、そのためには、やっぱり5年とかじゃなくて、もっと10年、15年、20年と積み重ねていって、そういったものが蓄積されていくものだと思うんですけども、5年で指定管理が切れるとなるとですよ、仮に。今回はたまたま同じ指定管理者がまた選定されましたと先ほどおっしゃっていましたが、やはりB社のほうが経験があるということもおっしゃってましたね。だから、やはりそういったやっぱり実績があるということで選ばれた。やっぱり継続性が必要だということを表していると思うんですよ。もし事業者が替わったとしますよね。そうすると、当然、司書さんも5年間で終わってしまうと。また新たな司書さんが入るとなると、継続性や専門性というのがどのように担保されるというふうに考えていらっしゃるんですか。

○大塚文化振興課長 ただいまのご指摘でございますが、現在、千代田区立図書館は、図書サービス部門等における司書の方の割合が6割以上、62.5%となっております、それは高い司書の方がスタッフとして携わっていただいているというふうに考えております。

今回の指定管理者の公募におきましても、募集要項において6割以上の司書を配置することを要望しているところでございます。また、5年間という指定管理期間において、例えば事業者が替わったといったときのご懸念でございますが、こちらは指定管理事業者と区で結びました基本協定にも、しっかりと引継ぎを行う。そして当然適切な期間を取って、事業者が替わる場合には今までの取組やノウハウ、マニュアルや手順も含めてしっかりと引き継いでいく。そして何よりもそういった今までの図書館運営における方針や取組の方向性については、これはしっかりと区が、事業者が替わっても引き継げるように、指導、監督、助言をしていくということで取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いします。

○牛尾副委員長 そうはいつでも、5年間なら5年間としましょう。5年間ずっと千代田の図書館の蔵書をずっと見ていると。区民の方を相手にしていると。様々区民がどういうニーズを持っているのかなというのを司書さんが分かってくると。それを簡単に、新しいところがまた指定管理になったからといって、その方が蓄積した知識とか区民のニーズというのを、そう簡単に、こう、一定期間設けるとは言えますけれども、すぐに引き継いで、じゃあ、その方が同じようなレベルで対応できるかと。これはなかなかならないと思うんですよ、やはし。その方が新しい指定管理者になっても、その方、その司書さんが、その新しい指定管理者の下でまた働けるとなると別ですよ。その点はちょっと私は疑問に思うんですけども、大体例えば、まあ、これは仮定でしかありませんけれど、仮に新しい指定管理者になったら、どれぐらいの期間でそういった引継ぎをやっていこうというふうに考えていらっしゃるんですか。

○大塚文化振興課長 こちら、今、はっきりと何か月といったものは明示されておりませんが、新たな指定管理者をご議決いただいて、指定をされ、所定手続が済みますと、新しい事業者、運営事業者との協議に入ります。この協議は基本協定締結を結ぶ翌年3月までとなっておりますので、推定でございますが、3か月から4か月程度の期間は持てるというふうに考えております。

○牛尾副委員長 続いて、やっぱりどうしても人件費の問題も気になってくるんですけども、先ほど6割が司書さんと。かなり高い比率だと思えますけれども、問題はやはりそうした司書さんの待遇生活面、これがどうなのかというのも考えなければいけないと思うんですね。やはり国家試験を通られて、そうした図書資料に携わっていくと。専門性も必要となる仕事ですけれども、やはりこのヴィアックス、今回の図書館の募集の、千代田図書館の募集の要項もネット上で出ていますけれども、月給が18万8,000円以上と。手取りになると16万ぐらいになるんですかね。なかなか、これから上がっていかばいいですけど、なかなか大変だなという思いもありますし、契約社員だということで、やはりその辺の待遇面もどうなのかというのは疑問に思うんですけれども、どうしてもやはり指定管理者の利益ということを考えると、こういうところにしわ寄せが行くんじゃないかという懸念があるんですけれども、そういった職員への待遇などは、どのように区として管理をしているのか、教えていただけますか。

○大塚文化振興課長 まず、指定管理者が管理する施設の従業者、職員の賃金でございます。賃金につきましては、指定管理者と職員の方、雇用契約により決定されるものでございます。その従事者の賃金には千代田区公契約条例が適用され、職種別に定めた賃金下限額以上の賃金の支払いを義務づけており、それに違反した場合には是正措置を行うとともに、その措置にも従わない場合は指定管理協定を取り消すことも可能としております。また、指定管理協定に基づきまして、指定管理運営が始まりました初年度には、必ず社会保険労務士による労働環境モニタリングを行い、労働関係法規等が遵守されていない場合には改善を指示しております。

ご指摘のとおり、ご案内のとおり、千代田区公契約条例は、社会経済の健全な維持発展や公共サービスの質の向上を図るために、最低賃金法の最低賃金額を上回る適正な賃金下限額を区独自に設定しているものでございます。今後もこの公契約審議会というのがございますが、その中でご審議等も頂き、区として適正な賃金下限額を定めることによりまして、引き続き指定管理者の職員の方々の労働環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、指定管理施設の職員の処遇等につきましては、区としても指導いたしまして、日頃からヒアリングを行う。また、しっかりとした職員のニーズに応える専門的研修等を行うなど、こちらにつきましては、毎月、図書館サイドと行っております月例の幹部定例会等で、情報交換、情報共有、それから区としての依頼を行っているところでございます。よろしく申し上げます。

○牛尾副委員長 公契約条例で、下限、最低賃金はちゃんと守らせると。ただ、日本の最低賃金は非常に世界から見ても低いとも言われております。これを上回って、ちゃんと給料を支払っていますよというだけでは、やっぱり生活、やっぱり本当に仕事に見合った給与という面ではどうなのかなという思いもあります。仮にその職員の方々がもっと賃金を

上げてほしいといった要求を持った場合は、やっぱり区としては何か指定管理者のほうに指導する、要求することは言えるんですか。

○大塚文化振興課長 直接、区が、そういった処遇、賃金、特に賃金の件について——これは指定管理者の裁量でございますので、申し上げることは、はっきり申し上げてできないわけでございます。これは先ほども申しましたように、指定管理者とその従業者、その職員の方の雇用契約によるものということで、双方、賃金も含めた処遇については、契約に基づいて合意の下で働いていただいているということが前提になっております。ただ、そういった現場の声を聴く場面も私ども所管はございます。そういったところではしっかりとそういった現場の職員の方の声を聴いて、処遇改善できるところはできるように、こちらからも指導を行うということはする場合がございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 取りあえず、いいです。

○たかざわ委員長 小林やすお委員。

○小林やすお委員 5年間の指定管理期間で、5年でまた改めて、今回は同じ事業者が継続して指定管理を請け負うになっていましたけど、うーん、その会社の、会社の人というか、何とかな、幹部というか、そういう人たちはいいでしょうけれど、現場で働いている人たちは5年に一度心配になるわけですよ。牛尾委員じゃないけれど。そうすると、その後、継続されて雇用されるかどうかという心配がやっぱり出てくると思う。まあ、それを言ったら切りがないんですけど、こういった特殊な、図書館という特殊な場所であったりすると、やっぱり慣れた人、慣れた人というか、何か、よく来るリピーターの人も、お客さんというかな、多いと思うんですけど、そういった人もやっぱりなかなか親しみやすい顔になって、顔なじみになったりしている部分はあるんで、この司書さんが6割いるということですが、もしこの5年に、次の5年後、また同じように指定管理者の、何とかな、選び直すというか、その場面になったときに、区として指定管理の協定の中に、そのうちの何割の方を継続的に使ってほしいとか、そういったことはうたえるのかどうか。

○大塚文化振興課長 ただいまのご質問でございますが、現在の、今回の募集もそうですが、今のスタッフの中で、例えば司書の方を継続して雇用をするというような要項は入っておりません。これにつきましては、指定管理者制度そもそもの、指定管理者制度の中身を改めて検証して、委員ご指摘の部分もやはり現場ではあろうかと思いますが、ここは次回の選定の際、本当にそういった部分も、継続して図書館の利用者サービスを提供していく上で、必要かどうかという視点からも、検討材料にはさせていただきたいと考えます。よろしくをお願いします。

○小林やすお委員 それは区としての考え方でできるということですか。

○大塚文化振興課長 申し訳ございません。検討課題といたしましたが、区の裁量でちょっとそこはできる部分ではないということで、訂正させていただきます。

○小林やすお委員 区の裁量ではできない。じゃあ、しょうがない。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小林やすお委員 はい。

○たかざわ委員長 はい。

山田委員。

○山田委員 この指定管理者の募集についてちょっと聞きたいんですが、この指定管理者の指定手続に関する条例だとかそういうもので、この期間というのは決まっているものなんですか。募集のこの——ああ、違う違う違う。指定期間の5年じゃなくて、募集をかけたその期間というんですか。

○大塚文化振興課長 ただいまのご質問でございます。募集期間でございますね。

○山田委員 はい。

○大塚文化振興課長 ええ。これは区の指定管理者のガイドラインというのを定めております。その中で、募集期間につきましては1か月以上取るようにという形になっていまして、今回、図書館のこの公募に関しては、5月5日号の広報やホームページで公募を始めまして、そして受付が6月25日までということで、比較的長い期間を取ったところでございます。

○山田委員 1か月以上取ったということなんですけど、私なんか考えると、募集する人は、何というんですか、この期間をもう少し取っていただいたほうが、何というんですかな、応募というか、をしやすいと思うんですけど、1か月というそのあれというのは、ある程度この、何ていうんですか、この指定期間が終わるのが分かっている、そういうふうに出してくるということになるんですか。そういうことを先回りしてしないと、募集がかかっているからということで手を挙げる方というのは、さっきも言っていましたけど、図書館という指定の難しい場、作業なんでしょうけども、手を挙げる人がもう少しいると、この指定業者、指定管理も、選ぶのに、いろんな方に募集してもらった方が、いろんな選定のことを考えられるんじゃないかなと思うんですけど、1か月以上というか、ちょっと何か短いのかなという気がするんですけど、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○大塚文化振興課長 今、山田委員のご質問、ご指摘でございますが、確かに1か月が妥当なのかどうかというのは、ここは判断の分かれるところでございます。ただ、手続的にはどうしても、そんなに長く取ったからといって、反面、手を挙げるところが多数出るかというのも、なかなか微妙なところでございます。

今回につきましては、私どもとしては、なるべく期間を長く持てるように配慮をしたつもりでございます。また、ホームページはじめ、ホームページの中でも注目情報というのがございます。そういったところにも掲載して、前回より周知の仕方も若干工夫も加えまして、広く知らしめて、多くの募集が来るようにはお図りしたところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○たかざわ委員長 はい。

林委員。

○林委員 関連なんですけれども、指定管理料って1年間に7億9,000万なんです。5年間だと約40億で、山田委員おっしゃったように、これ、ある意味緊張感を持って採決しなくちゃ、40億の、手を挙げたら40億の賛成になってしまうんで。

そこで、採用計画を含めて、1か月でどれぐらい緻密な、要は指定管理者として募集するのに、資料を作らなくちゃいけないわけですよ。要は募集しますよと。5年間、千代

田区の図書館の業務の指定管理者を募集しますよという形になって、どんな日常業務があって、何人ぐらい必要で、司書さんは何人で、どんな計画があるのかというのを知らしめるような情報開示というのは、されているんですか。前回に比べてどういうところを工夫されたのか、お示してください。

○大塚文化振興課長 図書館におきましては、毎年、年報等を作成して、そういったものをホームページ等で公開しております。それから、事業報告概要というものも、こちら、毎年ホームページに掲載して、収支状況やサービスの評価、それから事業実績等、公開しているところでございます。

○林委員 概要等って、我々にもポストに配付したりしているやつですかね。それを見て、事業者が応募できるようなものなのかなというのが。要はどれぐらいもうかるんですかというところが一つ大事なわけですよ、民間会社ですから。千代田区の指定管理者のところに募集をかけて、どれぐらいもうかるか、もうからないか、分からないのに、多数の職員を採用してというのが、あの資料で分かるようなもので募集されているんですか。

○大塚文化振興課長 委員がおっしゃるほどの詳細なものかどうかというのは判断がちょっとありますが、この事業報告概要にも、収支の赤か黒か、そしてどれぐらいの額かというのは、分かる情報は提供しているというふうに考えております。

○林委員 まあ、やり取りでもあって、要は司書さんの月額ですよ。待遇、現場で。どれぐらいなんですかと。偉いマネジメントされている方は高額なのかもしれないですけども。別に特定の人を言っているわけじゃなくてね。一般の本当に働いている方がどれぐらいの月額給与で、募集をしないと指定管理者として募集できないのかとか、そういった面まであれを読み込むと——お預かりして、僕らなんかはぱらぱらと見て終わってしまうんですけど、募集したい人はあれを見れば、じゃあ、いつ何なりとも募集できるような形になっているのか。それとも、現在指定管理を請け負っているところだけが分かる、もうかるネタみたいな、ここだったらもうかると。損しちゃいけないわけですよ、民間企業だから。どこがこう、どこまでが情報を開示して募集を、公平な指定管理者の募集ができていくのかというのが、この40億の指定管理の議決になっていると思うんですね。そこをちゃんと説明してもらわないと、あの本を見れば分かりますよと言うんだったら、もっと募集がかかってもおかしくないはずですよ。

加えて聞くんでしたら、この千代田ルネッサンスグループというのは、ほかの自治体でやっているのか。図書館業務を。

で、全国の指定管理、地方公共団体で、図書館に指定管理の業務を入れたところはたくさんありますけれども、何社ぐらいが入っているのか。そこは当然のことながら、地方公共団体として行政が確認しておかないと、何社募集するかも分からないようなところで、ああ、たまたま2社あったからよかったねというんじゃない、話にならないわけですよ。同じ事業者が継続するに決まっているわけなんです。どこまで把握して行政内部でやられたのかと。繰り返しになりますが、40億のこの議案なんですから、しっかりと説明してください。

○大塚文化振興課長 そういった情報につきましては、参入希望のあるところは、詳細な情報については情報公開請求をして詳細な情報を求め、開示しているという事例が過去にも多数ございました。

それから、指定管理を導入している、図書館をはじめとした公共施設は多数ございまして、その割合は、直営、委託よりも、現在では都内においては高い比率となっていると認識しております。その参入する数でございますか、こちらにつきましては、図書館運営の形式によって業界職種が複数にわたるので、ちょっと数的なことは一概には、申し訳ございません、申し上げられないところでございます。

○林委員 40億、5年間でやるわけですよ。しつこいようですけども。それで、この、海外の事業者が日本の地方公共団体の図書館業務を請け負うとは思えないんで、じゃあ、この国に、どの、チームでもいいですし、事業者、団体が、図書館業務に、指定管理者に参入するののかという総数も把握しないで募集をかけるというのは、私はちょっとこれ、地方公共団体の仕事としてはどうなのかなと思うんですよ。

実際、指定管理に入るときは、1回入ったらその事業者がずっと続いちゃうんじゃないですかと。半永久的にと。そうすると、コストダウンですよ。公務員の職員の方は、やっぱりある程度年功が上がってきたり、職種もそんなに専門性をずっと長く図書館だけやっているわけにもいかないけれども、コスト面でも安くなるかもしれないし、とかとあって、結局、民間の創意工夫でサービスが向上するというのは、1社に限定したら、ならないんですよ、資本社会の原理として。コンビニだって3社なんですよ。

5年に一度というのは結構いいあれで、僕らも4年に一度選挙というのがあって、緊張感を持ってやるわけですよ。のんびんだらりんとやらないで。でも、1人しか入れない、例えば首長みたいなところは、結構余裕をかましても大丈夫なんですよ。現職はなかなか落ちないから。と同じような形で、そんなにサービスの向上ができないような今の指定管理の募集になっていないんですかね、千代田区は。という投げかけをしているんです。

そこは、せっかく副区長がおられるんで、部長でもどなたでもいいんですけども、全庁的にどういう話をしているんだろうと思って、千代田区役所の企画課のほうでも民間開放の在り方というのを、マニュアルをつくりました。ここで、指定管理の中だけでも、たくさん種類があるんですけども——民間開放のね、いろんなのがあると。PFIもある。BPOもある。指定管理業もある。包括的民間委託もある。民設民営もあると。この中で、図書館が本当に指定管理者でいいんだろうかと悩みに悩んで、そこから、指定管理者ってどれぐらいあるんだと。よその自治体で評判がいいところに、千代田区に来てもらえませんかという投げかけぐらいしてもいいんじゃないのかなと思うんですよ、指定管理をやっていると。ただ、そういう努力をもしされていないんだとしたら、本当に残念極まりないことなんです。

で、知らしめた、ホームページでやりました。山田委員の言っている1か月ちょっと工夫して、ガイドラインで1か月で、5月の広報にやりましたという形で、本当によりよい図書館運営をされようとしているのかというのが、少し違和感が出てくるんですよ。どういうふうに部内とか全庁的に考えられたのか、お答えください。

○大矢文化スポーツ担当部長 まず指定管理者につきまして、区のほうからいろいろな業者にぜひ参入してくださいと、そういうふうに声をかけるということは一般的に、この図書館に限らず、ございません。これはこちらのほうで公募して、それに対していろいろな業者が応募するという形を取っております。

また、このそれぞれの司書の数、その他もろもろですけども、指定管理者は業者がそれ



それこちらが与えた状況の中で、それぞれの業者が人数についても様々に、この部分に多く司書を多く配置したりとか、これは別に図書館に限りませんが、かなり人だとかいろんなところに、業者によってばらつきが出てきます。そういうのを、ここはこういうところに強く配置したとか、そういうものを総合的に勘案して出しますので、我々のほうで、ここの部分にこの人を何人というふうに決めているということは少なく、どちらかというところ、応募された企業の提案を見た中で、よりよい提案を総合的に検討して決めているというところでございます。

○林委員 まず、お答えになられていないのは、一つが、千代田ルネッサンスグループというのは、他自治体で図書館業務の指定管理者としてなっているのかどうかというのは、これは答えてください。

その上で、これ、図書館の指定管理者を導入するとき国立国会図書館の方が来て、こういう考え方、本も出ていて、木村さんなんかはよく批判していたんだけど、この地方自治体の1,700とか3,000の自治体に図書館業務をしても、いいのは、サービスは起きないと。全国で、でかい図書館グループが指定管理者を、大きな全国ネットワークの会社があって、そこが切磋琢磨して、図書館で、まあコンビニだったら3社ぐらいですよ、大きいところが。それがそれぞれ請け負えるような形の競争になってくると、この国の図書館の、地方公共団体の業務はよくなるんじゃないかと仮説を一つ唱えられているわけなんですよね。

で、この図書館って、本当に疑問なのは、蔦屋というところが九州のどこかでやって批判を浴びたりしたのもあるし、いいという評価も頂いている。千代田区のところでも、ある面では満足度、いいことになっているんですよ。これが、目的意識が、後で聞きますけど、どの程度になっているのか。ちょっとこの指定管理業務の、図書館のどれぐらいのというのは、把握、お声をと、部長、さらっとやっちゃいましたけど、別に声をかける必要もなく、現場ですよ、選ぶ側が何社あるのかと。

要は区民の人が区議会議員が出たとき、立候補者は何人いて何人受かるんだとか、それぐらい分かっていないで、さあ、選挙ですと言われたって困るわけなんです。どれぐらいの選択肢がある中で、この千代田ルネッサンスグループというのが採用されたのかというのが、比較で、今の時点で分からないですかね。これ、指定管理者のもっと前にやったの。3月24日にやったの、こういうの。

○大塚文化振興課長 この千代田ルネッサンスグループでございますが、この構成団体事業者、こちらは、委員ご指摘でございますが、かなり他の自治体等の図書館運営で多数の実績があるところでございます。

○林委員 何社ですかと聞いているのに。40億だから、多数じゃないだろ。

○大塚文化振興課長 申し訳ございません。数まで、今把握していないところでございます。

○たかざわ委員長 ほかの自治体では、じゃあ、それぞれやっているということですね。

林委員。

○林委員 これ、千代田は独特の形になっていると思うんですよ。千代田の本館の図書館があって、日比谷図書館があって、分館で四番町があって、昌平と千代田小にはまちかど図書館があると。で、気づいてみたら、全部の小さい図書館業務から、でかいところま

で適量にグループ一つつくって指定管理になっちゃったと。あ、競争相手がいないねといったら、たまたま出てきたからよかったという形になるんでしょうけれども、次行くと、この本会議でも少し議論になった基本計画のところで、平成36年度——もうそろそろですよ、平成31年度は終わっていて。区立図書館の満足している利用者の割合というのが出ています。これ、今、現状でどれぐらいのパーセンテージになっていて、現在の指定管理者とどのような目的共有をされていて、この指定管理者を選定するに当たって、この数値というのはどこに生かされたのか、ご説明ください。

○大塚文化振興課長 こちら、利用者の方の満足度でございます。主にアンケート方式による利用者調査によって調べているところでございますが、ここ、指定管理期間5年間の間、利用者満足度、総体的に9割前後の方が、満足しているというふうに回答していただいているところでございます。そういった意味では、設問は各種ございますが、サービス提供、接遇面では評価が非常に高い水準で続いているということでございます。そういった利用者に対するサービス満足度の高い水準を保つようにということで、今回も要求水準等の中に反映しているところでございます。

○林委員 総体的過ぎて分からない。ちょっと個別具体的に説明してもらいたいですけれども、9割前後というと、目標値であった90%、ここにはほぼほぼ行っているんですよ。ただ、31年度、88%の目標値になっていて、2%しか上がらない形なんで、これもどうなのかなと思う反面、もう一つが、満足していない方の原因分析というのは、事業者がやっているんですか、区がやっているんですか。

併せて、もうあんまり時間やるとあれなんで、評価の結果のときも区のほうで、デジタル戦略部でしたっけ、DXみたいな形でなっただと。今回の指定管理者のところで、これ個人情報関係で、図書館はなかなか難しいと思う。思いますけれども、一つが、本のいろんな、デジタルで読ませたり聞かせたりというのがあるんですけど、どこにそういった新たな大きなデジタルのものも反映されたのかも、併せてお答え、2点していただけますか。

○大塚文化振興課長 利用者の満足度ですが、年によって若干上がり下がりがございます。総体的に満足度全体として9割以上の方が高い評価を頂いているということで、残りのじゃあ1割程度の方についてはどうなんだということでございますが、これはいろいろと各論の話になりますと、私が求めている例えば蔵書の中身ですとか等々、そういった各論の話のことでの原因があらうかと思えます。そこにつきましては、区としてもなるべく全てのご利用者の方の満足度を上げるように、指定管理事業者と定例会や、それから毎月各館行っております、職員が行っているフロア評価等を勘案して、指定管理事業者と情報交換、共有をしながら、少しでもこれは満足度が上がるように、区としても直接指定管理者のほうには、指導、助言しているところでございます。

○たかざわ委員長 デジタル化は反映されていくのか。

林委員。

○林委員 聞き方が悪くて申し訳ないのかもしれないんですけど、少なくとも10%の方は満足していない項目があると。あるわけですよ。これを、指定管理者の募集をする際に、こんな課題がありますよという情報開示なりはされたんですかと。今、課長の答弁された日常業務の話なんです。日常でどういうふうに改善してきたじゃなくて、5年に一度機会があるわけですから、ここで、こういった不満があると。せっかくお金をかけてい

るんだから、利用者に図書館に来てもらって、みんなに満足してもらいたいわけですよ。で、5年に一度のこの機会、こういう不満があるけれども、何か解決する方法はないのかという形で、募集のときですとか、こういう課題があるよと問題意識を、指定管理者の募集の段階でできないんですか。あったんだったら、それを示してください、今回の。やっていないんだったら、やっていないで結構ですよ。もうしょうがない、決まっちゃった話なんで、これ。今さら否決なんかできないんですから、40億も。ただ、その過程を確認しないと、いい面もあるし、悪い面もあると。100%いいことなんか世の中ないんですから。少なくとも51%以上よかったね、だからこれは賛成しましょうねという形にさせてくださいよという投げかけなんで、正確に答えてください。

○大塚文化振興課長 失礼しました。今回の募集に関しては、その点は直接は行っておりません。

○林委員 そうすると、今回これが仮に議決されて、また5年間続くわけですよ。そうすると、事務事業、平成19年から入って、実際この大きなグループになったのが前回から、平成29年から。この1社体制というのはなかなか崩れないですよ。いい意味で強みがあるんでしょ、分散も、リスクも分散できるんでしょ。雇用の話をしましたけれども、区が指導するといったって、グループに指導したって、グループはここから先、またその先の、子会社じゃなくて構成団体にいくから、まあ、あんまりいい表現じゃないけど、孫に指導するようなもので、直接会社のほうには言えないわけですよ、なかなか区のほうでは。助言といったって。

そうすると、今回の反省点を生かして、次回に向けて何か課題というのを少しまとめていかないと、このままずっと続く形になると思うんですよ。で、直接関係ないですけども、一つが、課長の答弁にあった蔵書云々というのは、これ、スペースの問題。事業者からも言われているんだとしたら、真剣にやっぱり考えなくちゃいけないと思うんですよ、議会のほうも。だって、地上の10階とか9階にある図書館って、あんまりないわけですよ。普通は地べたに沿ったところで、利用しやすいところにあって、もっと拡張性というか、広々と取れるような面積とか、本を取っておく場所だって、もっと広げようとかできるけど、スペースにもう、だから、事業者の工夫じゃできないこともあるのかもしれない。

そういったところを、どこかのタイミングで、僕はこの指定管理者の更新のタイミングだと思っていますけれども、もう終わってしまうんで、年次報告でも何のときでもいいですから、スペースが狭いんだったら狭いと言ってもらわないと、永遠に不満は解消されないんじゃないですか。どこかで意見を聞いたりしないと。現状が当たり前のような状態もあるのかもしれないですけど、ここの庁舎だって、未来永劫借りるわけじゃないです。何か課題というのを見つけないと、これからやっていきます、これからやっていきます、日常的にやっていきます、と言うと、何のための議決になるのかよく分からなくなってくるんですよ。日常点検、総点検ですかという形で。何かせつかく40億の話をするにももったいない機会だなと。副区長も答弁する機会もないし、こういう話だけですと。全庁的な話もないみたいだから。残念な、何かあれば、言ってもらえればと思います。

ただ、悪いことじゃないと思いますよ。満足も高いんでしょから、よそよりも。で、今さら直営にできないでしょ。採用できないですよ。どんなに職員数を増やしたって、

司書なんかそんなに雇えないし、経験業務だってゼロからのスタートなんか大変なことになっちゃうんで、今の時点でできないですけども、少し地方公共団体としての職責とか意気込みとかを感じさせるような答弁をお願いしたいです。

○大矢文化スポーツ担当部長 林委員言われているとおり、確かに指定管理者の応募が2者というような状況下の中では、競争原理があまり働いていないというところがございます。特にこの千代田区のグループは、全国的に見て最大手と二番手が手を組んだグループになっておりますので、この指定管理者業界の巨人のような2社が一つのグループを組んでいるというところでは、我々としても、先ほど、あまりどうぞというような声かけはしないとは言いましたが、もしこのような状況が続く場合に、次回に、その他もろもろでもやっている業者はたくさんございます。先ほど出た蔦屋とか紀伊国屋とか、いろいろございます。そういうところにも何らかの形で応募してもらって、競争力のある指定管理制度にしたいと思います。

また、場所に関しても、今言われましたように未来永劫ここにいるわけでもございません。あくまでも図書館、やはり蔵書の多いところというのは、我々も当然望むところでございますので、この場所で永久にやるというようなことではなく、将来にわたって、なるべく蔵書が多く区民サービスがより向上できるように考えていくことは必要だというふうに考えています。ですので、それが次回の選定なのか、この今回の中でも蔵書を増やすための何らかの必要性があれば、期間中でもやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

○林委員 最後なんで。分かりました。受け止めましたよ、部長の。

で、人口が増えているわけなんですよね、千代田区の。図書館のというのは、これ、公適配のときから増えていないですね。計画ではもっと増やす計画だったと。まちかど図書館というのを平河町にも造りとか、各エリアにまちかど図書館を造るとか。こういった拡張性というのは、指定管理制度になったら、もう難しいんですかね。

よく施設で、副区長がやった平河町の区営住宅というところは、結局、集会室と地下鉄の出入口だけになっちゃったと。ところが公適配のときは、麴町中学のところにまちかど図書館を造ろうねと、あの地域の場所に、人たちが、地域の人たちが集める場所をつくろうねと計画に位置づけあったわけなんですよね。人口が増えてきて、この図書館のというのはコロナで難しいかもしれないけれども、幾つか拠点を増やしていく。あるいは1階の使い道スペースが、ただの集会室とか、出していいのかどうか、ジロール麴町って、民間に開放して、弁当を食べますよといったって、入れないわけですよ。でも、あそこが仮に、もしまちかど図書館だったら、児童館に行くのも困っているような子どもたちが集える場所にも使えたかもしれないし。

今後、だから施設整備のときに、1階部分とか、どうしようと困ったときに、図書館という選択肢とかになってきたときに、指定管理者になると業務が増えるわけですよ。1個増えてしまうわけですね、増館という形になると。そういったのというのは、対応をやっぱりこの5年間とか決まっていると、できないんですかね。庁内でどういうふうに考えられているのかなと。和泉小学校が新築するときに、もしかしたら1階がまちかど図書館になれるのかもしれない。僕、昌平とか千代田小のところ、すごく羨ましいんですよ、行っていて。やっぱり1階、みんなが集えるところが、変な管理室とかじゃなくて、地域交

流スペースみたいな変なところじゃなくて、図書館になっているのは非常にいいと思うんですよね。ああいったコミュニティのが増やせるような形に、この指定管理の5年間フリーズしてしまうと、業務以外になってできなくなってしまうのかという。どういうふうに全庁的に考えられているのかというのを最後にお答えしていただいて終わります。

○大矢文化スポーツ担当部長 基本的には5年間で、債務負担行為もありますが、新しく例えば小学校とか建物ができるといったときに、方針としてここに新たにまちかど図書館を造ろうというような場合には、これ、一年一年のその中の計画ですから、債務負担行為等も変えていけば、これは当然可能でございますので、それが、どこの場所がいいのか、あるいは増やすべきなのかどうなのかとか、例えば今後、四番町などは非常に大きい、利便性がよくなったりしますので、区の中で足りない地域は本当にどこなのか、要望が多い地域はどこなのかという全区的な中で、可能かどうかということに関しましては可能でございます。

○山口副区長 ただいま図書館に関する指定管理のことで、各委員からのご意見、ご指摘を頂きました。私はそのご意見を聞いていて、ほぼほぼ全て指摘というのは、的を当てた適切な指摘なんだろうというふうに私自身受け止めました。

まず経費削減につきましては、これはサービスを低下するための経費削減ではなくて、やはり仕事の進め方とか、いろんな形で経費を削減しつつサービスを高めるとというのがもう大前提になりますので、これはしっかりそのところはやっていく話なんだろうと思います。

で、期間も含め、期間というのはその指定管理者の期間あるいは募集期間、それからそこにいるスタッフの方々の問題、これはある意味で、私たちの仕事の根幹は、いかにクオリティーの高いサービスを区民の方々に提供するかに限っておるわけですから、それに向けて本当にそれがやっていけるのかどうかという観点の中で、ご指摘を頂いたんだろうと思います。指定期間につきましては5年という中で、やはりこのところでは緊張感を持って、1回ここ、フィルターをかけるという、今、体制で行っております。

それで、総括してこのお話を受け止めて、私が申し上げるといたしましたら、指定管理5年間決まったら、あとは指定管理者任せではなくて、実はこの5年間にやるべき仕事が区の中でもたくさんあるんだと。それはなぜかということ、次の5年間に向かって、本当にこれでいいのか。例えば区民の満足度しかり、蔵書の問題しかり、あるいは労働環境しかり、やはりこれは任せっ切りではなくて、しっかり行政がその指定管理の在り方を5年間の中で検証し、次の募集に生かしていくという、そういったことなんだろうというふうに思っております。

林委員のほうからもありましたけれども、まずもって、私、ちょっと資料で、前回の資料しかちょっと持ち合わせていないんですけれども、23区の状況、いわゆる指定管理の状況だとか、どこに指定管理を任せているかというのも、実は全部調べてあります。それが何社なのかというのは今すぐそこで統計はできませんけれども、この、これからの5年間の中で、我々区がどんな図書館を今後も目指していくんだと。それに向けて、ちゃんとそれを、こう、何というんですかね、実現に向けてやってくれる管理者、指定管理者をどう選定していくのか。それをやっていくことが、これから極めて重要なんだということだろうと思います。

したがいまして、これからの5年間、我々行政がこの図書館というサービス、図書館業務のサービスをいかに高め、さらに、それを伸ばしていくための次の5年間を見据えた対応をしていかなければならないと、そういうふうに思っております。本日頂いた意見は、大変貴重な意見と受け止めさせていただいて、これからの5年間をしっかりと臨んでいくと、そういう姿勢で参りたいというふうに考えております。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

うがい委員、何かございますか。いいですか。

○うがい委員 はい。

○牛尾副委員長 ちょっと休憩。

○林委員 ええっ。

○牛尾副委員長 意見としてね。

○たかざわ委員長 えっ。ちょっと、ちょっと待って。いや、ちょっと待って。

じゃあ、小野委員。

○小野委員 いろいろと、今、それぞれの質疑の中でまとめてくださって、ありがとうございます。ちょっと伺いたいことはいろいろあるんですけども、ちょっと絞りたいと思います。

まず、今回のこの総括、参考資料ですね、この場限りということなんですけれども、こちらを見ていて、2番の事業計画、ここの中に、最低限の図書館業務というところは、皆さん、2団体ともにクリアしていると思うんですけども、それ以外のところに、各館の地域特性ですとか、それから、ほかの業務と連携しているですとか、それから、もう一つ、(6)番の他との連携というところで、地域団体との交流・連携に関するですとか、ほかを巻き込む点なんかが入っています。ここについて、具体的な提案というものがどの程度あったのかということをお教えいただけますか。

○大塚文化振興課長 今、小野委員のご質問でございますが、提案書の中では、A団体、B団体とも、一般的な図書館サービス、運営と比べますと、それぞれ千代田図書館、日比谷図書館文化館、四番町図書館、まちかど図書館の規模ですとか立地、そういった特性を捉えたそれなりの提案は出てきたというふうに評価されております。反面、A団体のほうは、やはりこれから公共図書館の管理運営に参入していこうというところで、特に、日比谷図書館文化館のミュージアム機能を活用した提案がほとんどなかったというところは、顕著な違いとして表れておりました。

それから、他との連携というのは、例えば、区内のそういった図書館、大学図書館や民間も含めた、それから、美術館、博物館などとの連携した事業展開や展示、それから、本のまち神保町、書店街、古書店街などとの連携、そういったことで、こういったプラン、提案がなされているかというところを評価したところでございます。そういったところで、ご覧のとおり点差、評価の差が出たというふうになってございます。

○小野委員 具体的にこういうのというのは、ちょっとこの場では特に聞きませんが、この(6)番の他との連携というのは、コミュニティの、今、コロナ禍における課題もありますけれども、そうしたところも、もしかしたら一緒に考えていくといいものができるはずなんですけど、意外と得点があんまり伸びていないということは、いい案がなかったのかなと。一方で、これをプロポーザルにわざわざ入れているということは、ここに

対する期待値がそれなりにあったからだと思うんです。先ほど、これまでの課題を開示して、例えば、不満だったところの改善をプラスに持っていくような努力もしてもらわなきゃいけないんですけど、これから本を置いて、来てもらうだけではなくて、図書館という拠点がどういう役割を担っていくのか、そこだと思うんですよね。そこに本があって、そして、その本を介して、どんな新しい価値を生み出していける、そういう団体なのかというところが、これからは問われていくと思うんです。

となると、もし、この(6)番のところで、ほかとの連携というものが非常に乏しいということであれば、これまでとあんまり大きく変わらないということになってしまうと思うんです。ぜひ、この辺りについては、しっかりと区が介入をして、ほかから意見を求めて、そして、そうしたアイデアを展開するだとか、プラスアルファの働きかけをしなければいけないと思うんですけど、この辺りについてはどのようにお考えですか。

○大塚文化振興課長 ご指摘、ごもっともだと思います。

必ずしも評価得点が低いわけではないんですが、私も所管、区といたしましても、さらに、ここはコミュニティの活性化や地域のにぎわい、それから、利用者の方のさらなる利便性や、そういった可能性の広がりが出てくると考えておりますので、これは、新たな協定を結ぶ際の協議、それから、年度年度の計画を出してもらうですとか、そういった中でも、課題としてしっかりと情報を共有して、ぜひ、新しい取組にもチャレンジしていただくように、区としても取り組んでいきたいと思っております。

○小野委員 ありがとうございます。

ありがとうございます。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 簡単に二つだけですね。まず、区の姿勢というの、一つ問われるのかなと。要求水準書の基本理念のところ、区民等の学習や情報収集を支援するとともに、図書館の資料に限定されない幅広い情報発信するとあります。ただ、やはり、図書館の根本的な役割というのは、資料の提供だと思うんですよ。だから、千代田区の図書館の宣言ですかね、この資料の収集と提供の自由、個人情報保護等を尊重し、実践するというふうに言っているわけだから、ここはしっかり資料の提供というの、基本理念の中に位置づけるということを、これはまず指摘しておきたいと思っております。

今一つは、利用者アンケート、確かに9割、満足度が9割という高い数字だとありますけれども、これはやっぱり利用者のアンケートですよ。やっぱり利用したい方は、ほかの区の図書館とかに行くわけですよ。資料が少ないとか、この本が足りないとかね。だから、やっぱり幅広く区民に対して千代田図書館へのご意見とかを集めるようなアンケート、これ、ぜひ、どこかでやっていただきたいと思っておりますけれども、それはぜひご検討いただきたいんですが、いかがですか。

○大塚文化振興課長 まず1点目の図書館サービスの根幹はやはり資料、様々な多様な資料をそろえて提供するというの、これは根幹であることは間違いございませんし、蔵書の充実ということへの取組は、今後もしっかりとやっていきたいと考えております。

また、利用者アンケートで高い満足度の評価を頂いていることに甘んじることなく、例えば、直接なり、メール、書面等で苦情を受けたりすることも多々ございます。そういっ

たものは、しっかりと区としても受け止めて、運営事業者、指定管理者のほうと、毎月、そういったものは情報交換して、具体の対応、解決策、改善策についても、話し合いをしているところです。また、そういった利用者、利用していない方の声も聞く手段としては、今、図書館ホームページのウェブ上のサイト等も活用して、今後、さらに幅広いご意見、声を反映できるように工夫してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

牛尾委員、いいですか。はい。

ほかにございませぬね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょう。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 では、議案第45号、千代田区立図書館の指定管理者の指定について、意見発表を行います。

この議案は、千代田、四番町、日比谷、昌平まちかど、神田まちかどの五つの区立図書館の指定管理者として、千代田ルネッサンスグループを指定するものです。

今回指定された、選定された指定管理者が、千代田図書館や日比谷図書館文化館などで、魅力ある展示で区民や来館者に本や様々な文化の魅力を発信しようと工夫をしていることとか、学校や保育園への司書派遣で、子どもたちに読書の楽しさ、本の面白さを伝える努力をしていることは大変評価をしております。

しかし、根本的な問題として、図書館、特に公立図書館の役割、図書館の自由に関する宣言で掲げているとおり、図書館は基本的人権の一つとして、知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とする。このことを果たさせるために、図書館司書、図書館職員の専門性や知識を蓄積していくことなど、図書館事業を一貫した方針の下で継続して行うことが求められます。しかし、管理期間を5年とする指定管理者制度では、そうした一貫した継続性は残念ながら望めません。また、指定管理となると、どうしても指定管理の事業者の利益の確保が求められてしまいます。

図書館は営利事業を目的とする施設ではありませんから、営利企業を指定管理者にすることによって、職員の労働条件、あるいは、図書館サービスにしわ寄せが行きかねません。実際に、私たちが取り組んでいる区政アンケートには、蔵書が少ないとか、CD、DVDなどの映像資料や旅行案内の本が古いなどの声が少なからず寄せられております。区民が希望する蔵書を充実させていくためには、住民とともに、図書館を発展させていく取組が必要だと思っております。

資料収集の面でも、区民ニーズと指定管理者の利益の確保とはどうしても矛盾が生まれます。図書館は教育機関ですので、こうした指定管理の制度が教育機関にふさわしいと言えるかどうか、いま一度、図書館の指定管理という運営がふさわしいのか、考え直すことを求め、今回の議案には反対いたします。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○山田委員 議案第45号、千代田区立図書館の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論をいたします。



指定管理者制度につきましては、平成15年総務省通知によって、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的とされています。今回の指定について、候補団体は、選定委員会において、第1次審査、第2次審査ともに、選定基準を上回る高い評価点数を獲得して、選定しております。さらに、図書館運営について、豊富な経験と実績を有しており、今後も安定した運営の下、利用者ニーズに合わせた高いレベルのサービスの提供が期待できること、経営の安定性、業務の継続性においても評価されたと認識をいたします。

よって、今後、さらなる利用者の利便性の向上を図ることを要望し、議案第45号に賛成いたします。

○たかざわ委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第45号、千代田区立図書館の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 うがい委員、山田委員、小林やすお委員、林委員、秋谷こうき委員、小野なりこ委員の賛成です。賛成多数です。よって、議案第45号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第45号の議案審査を終了いたします。

次に、議案第46号、千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定についてと議案47号、千代田区立スポーツセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

この二つの議案は関連しているため、一括で執行機関からの説明を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、執行機関の説明を求めます。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 それでは、議案46号、千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定及び議案47号、千代田区立スポーツセンターの指定管理者の指定について、地域振興部資料2に基づきまして、一括してご説明いたします。

まず、この2議案の公の2施設を1指定管理者に指定する――をお願いする経緯でございます。平成19年度の指定管理者制度導入までは、社会教育会館条例の下、九段と内神田、現在のスポーツセンター内に、2館の社会教育会館がございました。民間開放の指定管理者制度への移行の必要性と、あと、時代の要請として、各施設の利用者から総合体育館をスポーツセンターへ改称してほしいといった要望にこたえるため、それぞれ条例を九段生涯学習館条例とスポーツセンター条例に改正させていただきました。

その際、現スポーツセンターの7階、8階にあった内神田社会教育会館の機能をそのままスポーツセンター機能として残した経緯がございます。また、九段生涯学習館において、スポーツセンター7階、8階の予約受付を現在行っていることから、生涯学習館とスポー

ツセンターを一体として運営管理することが効率的であるとして、平成19年度から2施設を1指定管理者の指定としてお願いしているところでございます。

なお、指定管理者制度につきましては、ご案内のとおり、公の施設の民間ノウハウを活用、あと、経費の節減等を図ることを目的としてございます。18年度までの区直営の時代に測っていなかった利用者満足度について、導入後から現在に至るまで、10段階で評価でも8ポイント近い評価を頂いている一方で、経費については、制度導入前後で、スポーツセンターについては約10%、生涯学習館については約20%の平年度比較で削減が図られてございます。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、まず目的でございますが、図書館と同様、平成19年4月1日から指定管理者による管理運営がなされてまいりましたが、現行の指定期間が令和4年3月末をもって満了するために、新たな指定管理者を指定する必要がございます。指定に当たっては、両施設の指定管理者の候補者選定委員会の審議を経て、候補者を決定いたしました。つきましては、地方自治法の定めにより、議会のご議決を賜る必要があって、上程したところでございます。

2番、指定管理者候補者でございます。団体名称、ちよだすぼすたみらい。代表団体が美津濃株式会社。構成団体が、株式会社小学館集英社プロダクション、もう一つの構成団体がミズノスポーツサービス株式会社、もう一つの構成団体が大星ビル管理株式会社でございます。

指定期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とさせていただきます。

4番の指定理由につきましては、別表、参考の資料をご参照いただきたいと思いますけれども、まず、この1番の安定的な経営姿勢・経営実施体制の【3】番、こちらが財務評価ということで、公認会計士のほうに審査を頂いた評価が入ってございます。それぞれがこういった得点でございます。

さらに、4番の施設の効用の最大発揮の【2】でございますが、広報・利用促進活動、こちらについて、3団体、得点差がついてございます。こちらが際立ったところでございます。

また、その下の【3】スポーツ教室、生涯学習事業等の計画、こちらについても、3者、得点の差がついてございます。

以上のような観点から、候補者を選定させていただいてございます。

裏面でございます。1枚目の裏面でございますが、指定管理者が行う業務。生涯学習館及びスポーツセンターの運営に関する業務。(2)番、施設、付帯設備及び備品の維持管理及びその他業務として、区への計画書、報告書の策定、提出ということでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○牛尾副委員長 これも指定管理者の指定ということになります。今回、まず、指定、選定された指定管理者は、前回は美津濃さんで、今回、ちよだすぼすたみらいと名称が変わっていますが、これは新たな会社が加わったということよろしいですか。その新たな会

社は、どの業務をするのかも教えてください。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 この構成団体のミズノスポーツサービス株式会社でございますが、こちら、従前は、指定管理者から委託を受けた会社だったところが、今回、構成団体という形で参加しているような状況でございます。

こちらの事業者、構成団体につきましては、主にスポーツセンターの事業に関わるものを担うといったところでございます。

○牛尾副委員長 先ほどスポーツセンターと生涯学習館を一体で指定管理にせざるを得ない経過というのもご説明いただいたと思うんですけども、やはりスポーツセンターの運営というのと生涯学習館、生涯学習と社会教育ですけども、運営の仕方というのは、まるっきり異なってくると思うんですよ。だから、今回のちよだすぼすたみらい、名前からして、スポーツセンターの運営には非常に精通しているだろうというふうに思われるんですけども、これ、社会教育部門、生涯学習の部門については、どのような、何と申しますかね、考え方というか、運営の仕方と申しますか、ノウハウというのがあるのかどうか、お伺いできますか。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 こちらの構成団体の中にございます株式会社小学館集英社プロダクション、こちらが生涯学習館の事業を受け持つといったところでございます。従前も同じ構成団体として参加してございますけれども、生涯学習館機能を担っていたというところでございます。

○牛尾副委員長 もう一つ、やはり生涯学習の分野も、図書館と同様に、継続性というのが求められていると思うんですけども、この職員の雇用体系とか雇用継続については、どんな感じなんですか。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 今回の提案では、常勤6名で、受付、非常勤9名程度という形で、提案がなされてございます。これは、大体、従前と同じような形でございます。

指定管理者制度の中では、指定管理者と雇用者が契約を結んでいくというところで、継続して行われていくのではないかなというふうに、我々としては判断してございます。

○牛尾副委員長 もう、これも図書館と同じように、また5年間たって、違う指定管理になった場合の雇用継続の在り方というのは非常に検討する必要があると思うので、そこは図書館と同様に検討していただきたいと思います。

あと、今回、スポーツセンター、生涯学習館が一体となっていると。今度、スポーツセンターが建て替えになったとしてですよ、その際は今回のようなことが起こるのかどうか。それとも、またスポーツセンターはスポーツセンター、生涯学習館は生涯学習館ということで、分けて指定管理にするということも検討できるのか、その辺お聞かせいただけますか。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 まず、雇用の継続という点につきましては、次回の課題になろうかなと思います。当然、要求水準を満たしていただくような上で、引継ぎの期間を設けながら、その辺りは、課題として、我々としても認識して、指導してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、スポーツセンターの建て替えの、まあ、建て替え計画につきましては、募集の段階で、こういった計画もございましてといったものは周知さしあげてございます。この計画

が進むような状況になりましたら、またこれは5年間の基本協定とは別に、毎年度、毎年度、年度協定を結びますので、その中で、事業者さんと協議を重ねていきたいというふうに考えてございます。

○牛尾副委員長 ちょっと聞き方が悪かったのかな。要するに、今回、スポーツセンターの中に生涯学習館の機能があって、九段で受付をして、スポーツセンターのほうのほかにもやっているから、一体的に指定管理したほうが都合がいいとあったじゃないですか。もし、スポーツセンターが建て替わると、だったら、要するに、生涯学習の機能も残すのか、それとも、別にして——別にすると、別に一体で指定管理をやらなくていいわけで、別個にスポーツセンターはスポーツセンター、生涯学習館は生涯学習館で、同じく指定管理をかければいいわけじゃないですか。そういうことを検討できるのかという話。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 現在のスポーツセンター条例の立てつけとしては、生涯学習機能が入っているという状況でございます。今後、建て替えに際しましては、そこも十分に検討しながらという状況ではございますけれども、やはり一つの文化とスポーツの融合というような形のスポーツセンターになっている状況から、その辺りは十分に検討してまいりたいと思います。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

○小野委員 今回、こうした基準が分かると、非常に明確だなというふうに思いまして、提供いただき、ありがとうございます。本当にポイントだけ伺いたいと思います。

まず、同じところが今回も最終的には得点、合格点数に達しているということになっていきます。この中で、もう既に、これまでの運営をされる中で課題は十二分に認識されていると思うんですけれども、その辺りを具体的にこんな感じで解決をしていきますというような提案はあったでしょうか。これは、スポーツセンターも生涯学習館も同じです。お願いします。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 一つ、生涯学習館の事業としまして、次回、令和4年度からこの指定管理者にお願いするちよだ生涯学習カレッジにつきましては、コロナ禍もあり、いろいろなネットでの講座といったところにシフトしたというような状況。ただ1点、そのネット環境ですね、そういったものに対応できる方々が必ずしも多くないというところで、そういったリテラシーですね、そういったものも含めて、行ってきたいというような提案がございました。具体的にはそういった提案です。

スポーツセンターについても、やはりコロナ禍によって、なかなか、閉館を余儀なくされていた状況もございまして、ちょっとバーチャルなものを活用しながら、ICTを活用しながら、画面の向こうから参加していただくような、という形のご提案がございました。

○小野委員 では、まさに、コロナ禍におけるものを課題認識されて、それに対する対応策ということで、承知しました。

実際に、例えば、予約をしたり、解約をしたり——あ、スポーツセンターのほうですけれども、予約したり、解約をしたりですとか、それぞれ利用者がやらなければいけない点ですとか、あと、人数制限をされていたことで、来てみたものの、入館できなかった、使えなかったというようなこともあるかと思うんですけれども、そうしたところも具体的に

解決をしないと、やっぱり利用者の時間というのを無駄にしまったりすると思いますので、もしそういうのが出ていなかったら、ぜひ、その辺りのご指摘、また改善というのもお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 提案の中に、ICT、デジタルを活用しながら、顧客の皆さんにタイムリーな情報をとという一貫の中に、個人がお持ちの端末を利用した広報活動みたいなところまで踏み込んでご提案いただいていると思いますので、その辺りは、ちょっと協議を重ね、利便性の向上に努めるような形で、指示を出していきたいなというふうに考えてございます。

○小野委員 はい、承知しました。

それ以外のところで、ちょっとまとめてご質問したいと、質疑したいと思います。

まず、管理運営経費のところにあります【3】番、この選定基準はちょっと不思議だなと思いましたが、これを入れた理由を教えてください。要するに、千代田式の入札の在り方を理解しているとか、業者選定の在り方を理解している。これは、これまでに入札経験があって、かつ、仕事をしてきていけば、高い点数になるのは当たり前だと思うんですけども、これを入れている理由ですね。これを一つ知りたいというのと。

それから、8番ですね、地域との協力というところで、様々な地域支援、連携、貢献があると思うんですけど、この中の下から2番目の区民の雇用計画について提案されているというところが、ちょっと分からないです。これもお願いします。

それから、10番の他団体より独創的な提案があるかということで、これは2次審査のみでやっていらっしゃると思います。具体的にどんな独創的な提案があったのかということも、ご参考までに教えてください。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 管理運営に関するご質問でございますけれども——すみません、1番の安定的な経営姿勢の中の【3】番でございましたか。

○小野委員 5の【3】です。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 あ、5の【3】。ごめんなさい。すみません。

ここの項目につきましては、要求水準に基づいて、収支を計算して、提示していただくところなんですけれども、必ずしも、一方、入札のような競争である一方で、そういったよりよいアイデアの提示という形も含まれますので、そういった、総合的な、いろいろな役所のシステムをご存じかどうかも含めてというところに入れさせていただいています。

あと、地方との協力ということで……

○たかざわ委員長 地域だよ。地域。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 地域との協力ということで、区民の雇用計画等について提案されるというふうに項目されていますが、ある意味、地域の経済に貢献していただくというような観点がございます。とはいっても、なかなかここについての提案というのは、具体的には3者ともございませんでした。

あと、その他の自由提案でございますが、先ほど申し述べたとおり、いろいろな事業について、それぞれ3者、いろいろな提案がございまして、例えば、eスポーツの導入だとか、いろいろなICTの技術が足りない方々のリテラシー教育だったり、あと、いろいろな大学の学食を使った広報だとか、そういったようなところがちょっと、3者それぞれ

れというところがありました。

○たかざわ委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっとこの5の【3】については、すごく検討してほしいなと思いました。これ、入札のときって、入札説明会をやったりですとか、それから、場合によっては、質問もお受けしますよというのをやっていると思うんですけども、そういうところでしょうかとやらないと、そもそも手続の段階でアウトになってしまうというのは、これ、かなりもったいないというか、問題というか、入札する側の準備を考えると、非常に厳しいなというふうに思っています。

これは、右側にある点数が出て当然のことだと思いますので、むしろ、ここについては、横並びにするくらいの段取りですね、その辺りの説明をしっかり丁寧にすることが必要じゃないかと思えますけど、そこはいかがですか。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 入札に準じて、現場説明会というものを行ってございまして、5月17日に行いました。ここで、一応、公募に関する説明を差し上げたところです。その後、いろいろな、募集要項に関するご質問をお受けしたというところは、ちょっと入札制度と準じたような形で、取り扱ってございます。そうはいうものの、ご指摘の点も踏まえまして、ちょっと今後いろいろとありようも検討してまいりたいというふうに考えます。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、質疑を終了いたします。

それでは、まず、議案第46号、（発言する者あり）いや、これが1本ずつだから。

それでは、まず、議案第46号、千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定について、討論はいかがいたしますか。（「なし、なし」と呼ぶ者あり）

これより討論に入ります。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 議案第46号、千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定について、意見発表を行います。

生涯学習館については、当初は、職員が機械的な対応だとの不満もありましたけれども、この間、対応が丁寧になっているなど、そうした声が聞かれます。指定管理者の皆さんの運営にほんと努力をしているのではないかというふうに思います。

ただ、生涯学習施設は、区民の生涯学習の振興を図ることが目的とされておりまして、職員の専門性、継続性をどう担保していくのか、指定管理の在り方がふさわしいのかということは、検討が必要だと思います。ただ、今回、スポーツセンターと生涯学習館と一体で指定管理を行わざるを得ない理由が説明され、よく分かりました。生涯学習館の運営と体育館の運営というのは、方針もやり方も異なるわけで、一緒に指定管理を募集することは矛盾が生まれるのではないかというふうに感じます。

次回以降、スポーツセンター、生涯学習館を分けて、指定管理を募集することなどの検討を求め、今回は賛成いたします。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第46号、千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 うがい委員、山田委員、小林やすお委員、牛尾委員、林委員、秋谷委員、小野なりこ委員。賛成全員です。よって、議案第46号は、可決すべきものと決定いたします。

以上で、議案第46号、議案審査を終了いたします。

次に、議案第47号、千代田区立スポーツセンターの指定管理者の指定について、討論はいかがいたしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第47号、千代田区立スポーツセンターの指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 うがい委員、山田委員、小林やすお委員、牛尾委員、林委員、秋谷委員、小野委員。賛成全員です。よって、議案第47号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第47号の議案審査を終了し、日程1の議案審査を終了いたします。

副区長退席のため、暫時休憩いたします。

副区長、ありがとうございました。

〔副区長、公務のため退室〕

午後0時19分休憩

午後1時29分再開

○たかざわ委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。

子ども部（1）令和3年度及び令和2年度学校・園・館行事等の実施状況について、理事者からの説明を求めます。

○小原学務課長 それでは、令和3年度及び令和2年度学校・園・館行事等の実施状況につきまして、教育委員会資料1に基づきましてご説明いたします。

令和3年度の小学校の移動教室等につきましては、4月及び5月の当委員会においてご報告しておりますが、本日は、小学校、中学校等の宿泊行事や学校行事の令和3年度及び令和2年度の状況をまとめましたので、ご報告いたします。

資料は、1ページから順番に、小学校、中学校、中等教育学校、幼稚園・こども園、保

育園、児童館の状況を記載しております。いずれも、左から区分、行事名、対象、令和3年度日程、変更等、令和2年度、備考となっております。また、変更等の欄が空白となっている部分は、基本的には、当初の予定どおりに実施した、あるいは実施予定となっているものでございます。

初めに、1ページ目の小学校ですが、宿泊行事につきましては、中止の場合は、日帰りの代替事業を実施する予定です。また、学校行事、運動会についてでございますが、それぞれ9月25日、または、10月2日の日程で開催予定ですが、当日は保護者や区議会議員などの来賓はお呼びしませんが、保護者には動画、ユーチューブあるいはTeams等の配信をするなどの工夫をする予定でございます。

続きまして、2ページ目の中学校でございますが、中学校の宿泊行事についても、中止とした場合には、代替事業を実施しております。また、ウエストミンスターにつきましては、代替として、TOKYO GLOBAL GATEWAYで体験型学習を実施する予定です。

次に、3ページの中等教育学校についてですが、海外への事業や海の事業については中止となっておりますが、カリキュラムの都合で、代替事業の実施は難しいと聞いております。

続きまして、4ページの幼稚園・こども園でございますが、運動会については、現時点で、10月16日に実施予定でございますが、今後の状況によりまして、小学校の運動会と同様に、保護者をお呼びしないなどの感染症対策を検討いたします。

次に、5ページの保育園についてでございますが、園行事の遠足について、当初は3歳児、4歳児等を一緒のバスで実施するというところでございましたが、感染症対策として、クラス単位でのバス利用に変更しております。

最後に、6ページの児童館でございますが、年度当初から中止とした事業もございしますが、そのほかの事業につきましては、今後の状況により実施の有無を検討し、判断していく予定でございます。

ご説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様から質疑をお受けいたします。ございますか。

○林委員 ご説明あったとおり、大変、子どもたちが楽しみにしている行事等々がどんどんなくなったり、あるいは、形式的にあったとしても、一緒にお弁当を食べる貴重な体験ですとか、他学年の歳児が違う方と一緒にやるというのがなくなっていて、非常にかわいそうな世代なんです。で、いろいろ学校ですとか、園も考えられていると思うんですけども、これ、ちょっと代替といっても限られた予算になってくるんで、ここは、ひとつ大胆な形で、事業部のあらゆる予算を今いる子どもたちのために、行事につき込んであげるとか、あるいはちょっと差し出がましいんですが、予備費を使うぐらいの対応で、何とか1年に一度、1年生でよかったとか、5歳児でよかったとか、きく組でよかったとか、そんな形の思い出の予算手だてをしてあげないと、あまりにもちょっとかわいそうな気もするんですね。別にお金のある千代田区だからやれと言っているわけじゃないんですけど。

その辺については、教育委員会ですとか、園長、校長ですとか、あるいは所管の部のほうで、限られた予算だと、かなり限定されるはずなんですよ、どこかに行くにしても。



何か考えられているのか。で、できれば、委員会でまとまって、予算にこだわることなく、本当に何でも1日限りの、半日限りの思い出をつくってあげたいというのは、多分大人の世代がやらなくちゃいけないことだと思うんですけども、どういうふうになっているのか、見解をお聞かせください。

○小原学務課長 まず、小学校につきましてですが、基本的には、宿泊につきましては、先ほど申し上げましたが、日帰りということになってございます。ただし、宿泊、複数、2泊だとかありますので、日帰りも1日ではなく、2日、2回行けるような形での予算ということで、対応させていただいてございます。

○林委員 予算がある上で実行されると思うんですけども、当初予算に定まった予算ですと、やっぱり限界があると思うんですよ。日帰りでどこか行くといっても、近場で。あんまりどこへ行っていいというのは、例えば、大阪にある有名な遊園地とか、千葉にある浦安の遊園地を貸し切ってあげるとか、まあ、スカイツリーを貸し切るというのもありましたけれども、何か思い出に残るような形を、当初予算に限られた、限定のものではない形のまで少し手を差し伸べるような形をやってあげれば、それも小人数でもいいのかもしれない、クラスごとでもいいのかもしれないし、何かやってあげないと、あまりにもちょっとふびん過ぎるんじゃないかなと。

限られた予算の、当初予算の範囲内では、それを超えるということ、もう権限は事業部長になるのか、財政課長になるのか、どこになるのか分からないんですけども、それぐらい少し考えてあげないと、もちろん感染状況というのはあるんでしょうけども、夢を少し与えてあげないと、あまりにもちょっと惨め過ぎる、かわいそうな1年になってしまうような。どこも、家族でもいけなわけだし。で、県をまたいじゃいけないということ、大阪はできない形になってくるんでしょうけど、どこか予算立てを、今の当初予算のフレーム以上のものを考えられないかという投げかけなんです。

○佐藤教育担当部長 ありがとうございます。

予算立てについて、委員会でそういうご発言があるというのは、私たちの後ろ盾としては、心強いものがございます。

それぞれ学校でいいますと、学校、幼稚園、こども園、それぞれの意味があってやっている事業です。それが中止になって、思い出づくりというのはとても大事なことで、その教育目的みたいなのをあまり逸脱しない形で、何か考えていければというふうに思っています。学校現場、教育課程だとか、思いもありますので、我々だけでここに行け、あそこに行けというのはなかなか決められないので、学校現場と相談して、何か本当に中止になった場合に、思い出になるような事業をさせていただければと思います。

予算については、もともとついていた予算の事業が中止になるものですから、その予算については、代替事業で活用していいということで、財政当局とも話合いができておりますので、もしそれを超えるようなことがあれば、今言っていたいた予備費の活用だとか、その辺も財政当局と協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○たかざわ委員長 予算がないからできませんということは、できるだけ避けましょうねということでよろしいんですかね。

○佐藤教育担当部長 委員長、今言っていたいたように、予算がないからできないというふうなことのないように、我々も働きかけていきたいと思っております。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですか。

ほかございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（１）令和３年度及び令和２年度学校・園・館行事の実施状況について、質疑を終了いたします。

次に、（２）生理用品の学校トイレへの設置について、理事者からの説明を求めます。

○小原学務課長 それでは、生理用品の学校トイレへの設置につきまして、教育委員会資料２に基づきましてご説明いたします。

これまで各学校におきましては、児童・生徒用の生理用品を保健室で保管等しておりましたが、児童・生徒のプライバシーの観点や区議会での審議、また、４月に区長並びに教育長宛てに要望書がありましたので、要望書を踏まえまして、資料記載のとおり、９月から設置しております。

まず、設置時期につきましては、２学期、今月から設置しております。

また、設置場所につきましては、各学校内の児童・生徒の使用する女子トイレに、各学校のトイレの構造により、蓋つきの籠、または布製のナプキンストッカーを設置しております。

なお、保管する生理用品につきましては、使用期限の近い防災備蓄品の再利用や寄附されたものを保管、使用しており、不足する場合には、購入して対応いたします。

ご説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明いただきました。委員の皆様から質疑、質問をお受けいたします。

○牛尾副委員長 二つだけです。

一つは、各学校のトイレ内に設置するというのは、素晴らしいことなのですが、何かうわさだと、中等教育学校については、だれでもトイレにはあるけれど、女子トイレにはないというようなことを聞いたんですけど、それは確かかどうかというのが１点と。

あと、保護者へのお知らせですね。私の子どもが通っている学校とかは、学校だよりで設置されましたというのが載っていたんですけども、ほかの学校では、保護者へのお知らせというのはされているのかどうか。

その辺、２件だけお願いします。

○小原学務課長 牛尾委員のご質問の１点目ですけれども、九段中等教育学校につきましても、収納ケースを二つ設置しているということで、私のほうは把握しております。

また、保護者への周知でございますが、８月の終わりに、教育委員会のほうから学校長宛てに、今ご説明したこの内容につきまして、保護者のほうに９月から設置するという旨をご案内していただくような形で、各学校長に通知してございます。

○牛尾副委員長 分かりました。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 いいです。

○たかざわ委員長 ほか、ございますでしょうか。

○林委員 大変喜ばしいことで、ほかの自治体でもやっているという形で、お便りも拝見しました。丁寧にやっていただいて。

学校というのもいいんですけど、一つ、追加で、何か制度があるんだったら、できないんならできない理由を教えてください。児童館、区立の。ここには置けないんですかね。結構、滞在時間が学校とともに長くて、小学校から18歳まで利用ができるところ、ここのお手洗いのところに、僕らは、男は使わないんですけども、児童館というのは何かいけないんですかね。

○安田児童・家庭支援センター所長 児童館の配布につきましては、別にそれはいけないということでは全くございませんで、ただ、今回、教育委員会、子ども部として、まず、学校にこういう形でくまなく配布、設置ということでスタートいたしますので、先行して、これを実施いたしまして、その実施状況を踏まえて、追って、そういった関係の児童館等についても、検討させていただきたいと思います。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 じゃあ、児童館も検討いたしますということで、よろしいですね。置けない理由はないということですよ。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。では、(2)番、生理用品の学校トイレへの設置について、質疑を終了いたします。

次に、(3)番、令和4年度入学神田一橋中学校(通信教育課程)の生徒募集について、理事者からの説明を求めます。

○小原学務課長 それでは、神田一橋中学校の通信教育課程の生徒募集につきまして、教育委員会資料3に基づきましてご説明いたします。

神田一橋中学校(通信教育課程)の令和3年度の在籍状況は、第3学年に1名のみ在籍となっております。本年4月には、教育長宛てに通信教育課程の入学条件の見直しを求める要望書、また、あるいは、区議会からもご質問が出ております。こうしたことから、令和4年度の生徒募集につきましては、文部科学省の定める中学校通信教育課程に定める本科生のほか、別科生についても、資料に記載のとおり、募集をするものです。

初めに、出願資格でございますが、A、本科生として、①昭和21年3月31日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者、②高等学校に入学する資格のない者としており、この本科生の対象となる年齢は、おおむね87歳以上の方となっております。また、令和4年度からは、B、別科生として、①から④に記載している条件に該当する場合の出願資格を追加しております。

2、募集人員につきましては、10名程度としております。

3、願書受付、4、出願方法、5、入学者選考方法、6、入学者選考日程につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、本科生と別科生の違いでございますが、先ほどの条件のほか、本科生につきましては、卒業証書を授与いたしますが、別科生の場合は、修了証が授与されます。

最後に、生徒募集に関しての周知方法でございますが、広報千代田の10月5日号への掲載のほか、東京都広報への掲載、ポスターの作成、配布、都内他自治体の広報媒体、ホームページまたは広報紙への掲載を行う予定でございます。

ご説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。報告いただきました。委員の皆様、質疑、質問があれば、お受けいたします。

○牛尾副委員長 まず最初に、今回、別科生も募集するという発言がありましたけれども、これは、例えば、10月5日の広報千代田なり、あとは、東京都が作るんですかね、このポスターですね、これも別科生を募集しますという案内が載るのかどうかだけ教えてください。

○小原学務課長 今日の本委員会でご報告いたしておりますが、10月5日号の広報あるいはポスター等には別科生ということで、ここの条件が記載されたものを掲載し、周知する予定でございます。

○牛尾副委員長 その上でなんですけれども、別科生と本科生、このA、B、中身を見れば分かるんですけれども、それ以外に違いがあるのかどうか。例えば、教科書の――義務教育ですから、中学生はね。無償配布の件とか、そうしたことについては、全く同じと考えてよろしいんですか。

○小原学務課長 基本的には、先ほど申し上げましたけれども、卒業証書の授与、または、修了証ということで、別科生の場合には、全科目取得――取得というか、取るかどうかとか、その辺の条件も変わってきますけれども、基本的には、教科書については無償で、はい、対応するというところでございます。

○牛尾副委員長 要するに、本人負担なくとか、例えばいわゆる普通の小中学生と一緒に、国のほうから無償で提供されると。学校が負担するとか、そういうことはないということですか。

○小原学務課長 教科書と、先ほどの授業料等も含めまして、無償となります。ただし、年に20回ほど、スクーリングということで学校に通ってきていただく必要があるので、それにつきましては、条件的に都内ということですが、交通費はご自身の負担になるかどうかということでございます。

○牛尾副委員長 それはしょうがない。

すみません。それで、ちょっとこれ、教えていただきたいんですけれども、本科生の場合は、卒業証書を授与しましたら、ご本人の意欲によって、例えば、高校も受けたいと、高校でも学びたいという方は、もちろん高校受験できると思うんですけれども、別科生の場合、修了証をもらった場合、高校に行きたいという場合、どうなるのか教えていただけますか。

○小原学務課長 あくまでも修了証という形ですので、それが、例えば、中学の卒業資格があるというものでなく、それで、例えば、高校受験、いわゆる中学校の卒業認定試験等の条件というわけではありませんので、修了証という形で、先ほど言った中学校の卒業認定というのに代わるものではございません。あくまで修了しましたという、そういうものでございます。

○牛尾副委員長 ふーん。

○たかざわ委員長 行きたい場合は、どういう対応――手続があるんですかね。

○牛尾副委員長 卒業証書をもらわなきゃ、駄目ですね。

○たかざわ委員長 学務課長。

○小原学務課長 高校に行きたい場合には、別途、中学校の認定、中学校の卒業認定試験というのがございますので、それを受けていただいて、合格した上でということでございますので、繰り返しになりますが、この別科生で修了したからといって、高校の受験資格があるということではございません。逆に、中学校を卒業した方も、別科生としてお受けできるということでございますので、そこら辺は緩和しているということでございます。

○牛尾副委員長 はい、分かりました。

あと、すみません、これは可能ならばということなんですけれども、願書の受付が11月1日から19日までと。一応19日間あるとはいえますけれども、例えばもうちょっと長めに11月いっぱいとかね、ということではできないのか、19日過ぎたらもう、受付をもうやめちゃうのか、それとももうちょっと余裕を持って可能なのかというのが1点と。

あと入学者選考の日程についても、やはり高齢者の方が多いですからね。例えば12月4日、体調が悪くなっちゃったと、行けなくなっちゃったという場合に、ほかの日程とかいうのが可能なかどうか、そこだけ教えていただけますか。

○小原学務課長 1点目の出願、願書の受付でございますが、来年度につきましては、大変申し訳ございませんが、ポスター等周知も既に準備しているという関係がありまして、今年度につきましては11月1日から19日までということで対応させていただければと思っております。

また、入学者の選考日程につきましても、ちょっと私のほうから今ここで大丈夫ということとは言えませんが、体調等の、例えばほかの受験の条件と一緒に、基本的にはこの日程でお受けいただくということで考えてございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、(3)令和4年度入学神田一橋中学校(通信教育課程)の生徒の募集について、質疑を終了いたします。

次に、(4)ICTリプレースに伴うタブレットPCのログイン障害等について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 私からは、ICTリプレースに伴うタブレットPCのログイン障害について報告をさせていただきます。

本件につきましては、9月3日付で教育委員会名での通知にて、学校を通して、保護者の皆様には紙ベース及びすぐるにてお知らせをさせていただいておりますが、夏季休業中の7月21日から8月31日の間に行ったICT学校教育システムのリプレースについて、2学期開始の9月1日以降、主に教育委員会資料4に記載の3点について、ICTリプレースに伴うタブレットPCのログイン障害等が発生したということについて報告をさせていただきます。

まず、事象の1点目、児童・生徒端末のログイン障害につきましては、端末起動後、顔認証画面にてパスワードの入力ができない、また、入力可能な場合においても、次の画面に移行しないため、ログインできない、という事象になります。

原因といたしましては、顔認証サーバの処理性能不足であると判明いたしました。

現時点では、仮想サーバの増強、処理最適化、顔認証プログラムの改修等の処理を行っております。また、今後は、より安定して利用できるよう、物理サーバの増強を進めてまいります。

なお、現時点では、顔認証システムを一時停止し、ID、パスワード認証で運用をしております。

事象の2点目、他校のプリンタに印刷が出力される障害については、4校の学校においてプリントアウトした際に、別の学校のプリンタに印刷物が出力されてしまうという事象になります。

原因といたしましては、事業者が導入作業中に、今回、印刷物が出力された学校の設定情報を複数の学校で適用してしまったことによるものと判明しております。障害発生直後に設定を確認、そして変更したため、個人情報の流出など大きな被害が発生することなく、改善以降は一切このような事象が発生しない状況となっております。

事象の3点目、SKYMENUクラウドへのデータ移行作業遅延については、子どもたちが自分自身で作成した資料ですとか撮影していた写真を保存していたSKYMENUのデータを、今回新しく利用するSKYMENUへのデータ移行を行ってききましたが、11ユーザ（136ノート）分が移行できないというような事象になります。

原因といたしましては、データ移行ツールの不具合またはデータファイルの破損によるものと判明しております。

発生当初の9月2日時点においては、11ユーザ（136ノート）分が移行できておりませんでした。移行ツールのプログラム改修等を行い、残りは3ユーザ（3ノート）分を残すのみとなっております。こちらの分につきましては、PDF化するなどの個別に対応し、移行が終了しております。

資料、裏面をご覧ください。2、今後の予定ですが、まず、(1)として、児童・生徒用端末の一時回収につきましては、全児童・全生徒を対象として、明日9月18日土曜日から9月20日月曜日の間に事業者の作業場において、顔認証特別プログラムのインストール、EduMailのURLリンク、QRコードアプリ未配信端末の手動設定等の作業を行います。

(2)として、今ご説明申し上げた(1)の未回収の端末に対する作業については、9月22日以降に各学校において同様の作業を行います。

(3)顔認証システムの登録作業につきましては、これまで顔認証システムが完了していない児童・生徒端末を対象として、9月22日以降に各学校において顔認証登録を行います。

(4)物理サーバの増強につきましては、今ご説明させていただきました(1)、(2)、(3)の作業の実施により、安定して利用できる予定ではありますが、全ての児童・生徒が顔認証登録を一斉に行うためには、サーバの増強が必要となります。現在、事業者のほうで、改めてサーバの概要設計及び必要なサーバ本体、周辺機器の調達を手配しております。サーバの増強につきましては10月の中旬を予定しておりますけれども、世界的な半導体の需要逼迫により、作業完了が11月までずれ込む可能性もあります。

教育委員会といたしましても、リプレース後は、より効果的な学習環境の構築のため、これまで以上にICTを活用するよう、学校に対して指示をしていたところでありますし、

子どもたちや保護者の皆様におかれましても、コロナ禍におけるオンライン授業の一層の充実のため、大きな期待を寄せていたことと認識しております。

教育委員会といたしましては、今回の件は大変ゆゆしき問題と捉え、事業者に対し、一日も早い安定稼働に向けた対応をするよう再三申し入れ、教育委員会といたしましても対応に当たっているところでございます。

今後も引き続き、一刻も早く児童・生徒、教職員が安定して利用し、学習や校務に効果的に活用できるよう、事業者と連携してまいります。

報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明いただきました。質疑をお受けいたします。

○うがい委員 報告ありがとうございます。四つほどあります。一つがちょっと重要なと思っておりますが、そんなのを含めて四つ。

まずは、ほんと、現場は大変アップセットしたんじゃないかと思うんですけども、提供するベンダーの方にいろいろ協力していただいて、裏面のように進んでいると思っておりますが、この顔認証というのはどれぐらいの精度の高いもの、それだからこそ逼迫したのかもしれないけれども、高いものなのかとか、これを導入した背景からそういうものを入れなければいけないというふうに思ってされたと思うんですが、どれぐらい、このセキュリティー度の高いもの、あるいは精度の高いものなのかということを確認しておきたいなと思いました。

それから、2番目には、ID、パスワードで、今、運用を全員が代替的にしていると思うんですけども、ここの運用が一番気になるところなんですけれども、それが、顔認証が高ければ高いほどそれに頼って、頼れるというふうな利点がある反面、この代替期間にID、パスワードで運用することで少しセキュリティーレベルが下がるということがないかどうかということの心配です。これは何でかということ、昨今のなりすましのことで、いじめとくつついたことで痛ましい事象がありましたけれども、そんなようなことまで、別にここで想起させるつもりはないんですが、ただ、なりすましというふうなことがいろんなことを生み出すというふうなことは本当に容易にそういう想像ができますので、例えば分かりやすいIDに全員が統一していないからとか、何か決まった出席番号順の番号も最後につけるだけで入れるような、簡易なものになっていないとか、その辺の運用がすごく気になるので、その辺りはどうなのかなということをお聞きしたいです。

三つ目には、すみません、これ、私、よく分からなかったんですが、SKYMENUクラウドって何なのというのが分からなかったので、ちょっと、もし、簡単でいいです、これはもう簡単に教えてください。

それと、四つ目も、これも簡単でいいんですが、世界的な半導体の逼迫は、まあ聞いてはいますけれども、それによって何か工業製品がつかられないとかということも聞いてはいますけれども、これはベンダーが説明しているだけなのかなとも思うんですが、ただ、もし、いや、これが足りてないですよというふうに何か聞いているようなことがあれば、後学のために聞いておきたいなというのはありましたけれども、それがために遅れるというふうなぐらい影響を与えているのかというようなことを何か聞いていればお聞かせいただければ。

以上、四つでございます。

○山本指導課長 ご質問いただきまして、ありがとうございました。本当に、教育委員会としても一刻も早く安定稼働ができるようにというふうに考えております。

ご質問いただきました、まず1点目、顔認証の精度についてですけれども、ここにつきましては、コロナ禍ということで、いつまで続くのかというところもありますので、マスクをしたままでも認証できるようなハイスペックな顔認証システムを導入しております。それが1点目になります。

2点目、ID、パスワードについて、今ご指摘いただきましたとおり、教育委員会としても、そこにつきましては非常に懸念しているところでございます。教育委員会といたしましては、顔認証システムが確実に運用できることにより、セキュリティについては万全にできるというふうに考えてはおりますけれども、現状においてもID、パスワード、特にIDのほうにつきましては、子どもたち一人一人、ばらばらの乱数で設定をしておりますので、それが友達同士教え合うことがない限りは、ほかの人に悪用されるということはないというふうに認識をしております。

3点目、SKYMENUクラウドにつきましては、これ、たくさんの機能があるんですけども、例えば教材を配信したりですとか、先ほども少し申し上げましたけれども、子どもたちが写真を撮影したり、それを保存したり、あるいは子どもたち自身が作成した資料を保存したりというような機能がございます。

最後、4点目、半導体の逼迫につきましては、業者のほうからそのような話を受けておりますので、できるだけ一刻も早く購入していただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○うがい委員 はい。

○たかざわ委員長 はい。

小野委員。

○小野委員 ご説明ありがとうございます。

すみません、まず伺いたいのですが、今回、リプレースが初めてということで夏休みに使えなかったのは致し方ないかなというふうに、これはしょうがないかなと思っています。このリプレースに1台当たり幾らぐらいかかっていますか。

○山本指導課長 リプレースにつきましては、全体で約3億2,000万円ということで、これは全体ひっくるめてというような金額になります。

○小野委員 全体ということで全校ということですね。全タブレット、分かりました。

これ、ほんと、先ほど、ゆゆしきとおっしゃいましたけど、これはもう本当に、厳しく言ってください。学びの保障をというふうにこれだけ神経を使ってやっている中で、一般企業がこういうお粗末な、大変お粗末ですね。この、他校のプリンタに印刷が出力される障害なんていうのは、これ、損害賠償ものだと思います、民間企業でやったら。それを、本当に、半導体が入らないからということで、全体いろんな障害がありますけれども、11月まですれ込む可能性があるということは、これはもう非常に、私はもう、残念を通り越して憤りを感じます。非常に厳しいです、これ。本当に厳しくおっしゃっていただきたいと思います。ましてや3億2,000万というお金を払っているわけです。これ、本当



に税金です。

それからもう一つ、これについてちょっと、いま一度どういうふうにお考えかというのをひとつお聞かせいただきたいのが1点。

それからもう一つ、9月3日付でデジタル庁はじめ、総務省、それから文科省、それから経産省含めて全国一斉のG I G Aスクール構想に関する教育関係者のアンケートの結果というものがリリースされていると思います。これには使っている子どもたちの当事者のアンケートもたくさん入っていて、その中に、例えば通信環境の悪さというのが、通信環境と、それから、それぞれのタブレットのスペックの低さというのが、実は学習があまり進みにくいんじゃないかというようなことも言われています。特にこれは学年が上がるたびにそれを感じられていると。その辺についても対応を早めにしていただきたいなというふうに思っていますけど、その辺りはどのように事業者は言っているかということ、分かる範囲で結構ですので、ぜひ教えてください。

○山本指導課長 貴重なご意見、ありがとうございます。本当に、委員おっしゃっていただいたように、我々も大変お粗末であるというふうに認識しておりまして、事業者にも厳しく申しているところでございます。

例えば9月1日に事象が発生して以降、毎週のように事業者に来ていただき、説明を求めています。また、定時連絡として、毎日、電話で進捗状況等の確認もしております。その際に、まだ事象が解決していないところについては、早急に解決するようというように指示も連日しているところでございます。まさにおっしゃるとおり、一刻も早く安定稼働というところに向けて、しっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

また、アンケートのお話が出ました。本区においても、現状では顔認証はまだできておりませんが、オンライン学習等もお休みのお子さんですとかを対象に、一日、朝の会から一、二時間程度ではありますが、実施をしております。その辺りでも、10月、11月の顔認証等が完全に解決し、安定稼働ができた暁には、かなり高性能な、ハイスペックな学習展開ができるのかなというふうに認識をしております。ありがとうございます。

○小野委員 はい、承知しました。説明を求めたら、ああ、こう言われたらああ言おうということで、事業者はしっかり回答はすると思います。大事なのは、現状、もう普通に授業ができるようにしてもらおうことですので、例えばちょっと気になったのが、使えない子、タブレットを一時的に預からなきゃいけないお子さんがいらっしゃると思うんですけども、そういうところへの代替策というんですかね、この辺りのところをしっかりと企業側でも真剣に考えているのかどうかですとか、その辺はいかがですか。

○山本指導課長 今ご質問いただきました点につきましては、基本的には9月1日以降には子どもたち1人1台配付をしております。ただし、例えば不登校のお子さん等で通常の授業の時間に来れないお子さんなどについては、放課後ですとかに取りに来ていただくというように形で配付はできているというふうに考えております。

また、先ほども説明させていただきました、この3連休に回収をさせていただくことになっておりますけれども、そのときに一度学校で預かるんですけれども、それができないお子さんについては22日以降に個別に対応させていただきたいというふうに考えております。

○小野委員 はい、分かりました。ということは、ここにある裏面の（２）番のところ、未回収の端末、9月22日以降というのは、何人かはいそうなんですけれども、その方々だけタブレットが手元にないということですか。ちょっとすみません、ここが分かりません。教えてください。

○山本指導課長 はい。ありがとうございます。説明不足で大変失礼いたしました。この（２）に書かれている個別の対応というところにつきましては、今週、今日までに学校で回収できない、家で保管しているお子さんに対して、来週以降、後日個別に対応するというようなことでございます。

○小野委員 はい、分かりました。ということは、家に置いているというぐらいですから、学校にいらしていないか、授業ではほぼ使っていないという、そういう受け止めでよろしいですか。

○山本指導課長 はい。ありがとうございます。通常の授業でも活用できる範囲で活用はしておりますが、例えばコロナ不安による出席停止のお子さんですとか不登校のお子さんですとかで、家で活用しているお子さんが今週中に、今日までに例えば学校に持ってこれないお子さんに対しては後日対応するというようなことでございます。説明が不足していて申し訳ありません。

○小野委員 はい、承知いたしました。これ、仕方のないことではあると思うんですけれども、本当にしつこいようなんですけれども、これ、こんな本当にお粗末な仕事をされたんでは、本当に子どもたちが一番の被害者になってしまいますので、くれぐれもこれが二度と発生することのないようお願いをしたいと思います。

同時に、今後、多分、リプレイスは今回1回やってますけれども、今後、バージョンアップしていかどうか、それぞれ乗り越えなきゃいけないところというのがあると思いますので、そこも早い段階で事業者と打合せをしていただいて、こうしたことが起きないようにお願いをしたいと思います。その辺りについて、今後、打合せなどはされますか。

○山本指導課長 はい、ありがとうございます。まずは当面抱えている課題の一刻も早い解決というところで事業者とは連携をしているところです。落ち着きましたら、当然、今後のことについてもしっかりと話し合っていきたいというふうに思っております。

○小野委員 ありがとうございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

林委員。

○林委員 引き続きですけど、まず、公金、税金が使われているわけですが、この事業者はどこなのかというのと、契約年数ですね。あと、この事故が起きたときの補償はどこがもつか。区が追加になるのか、事業者の負担になるのか、そして、機会の損失を含めて、どちらが、区役所の教育委員会なのか、事業者が機会の損失になるのか、どういう契約条件になっているのかと説明しないと、事故の報告事項にならないんですよ、これ。委員会で、区民に提示しているんですから。今後頑張りますじゃなくて、税金を使っているんですからね。ちょっと契約内容を詳しく説明してください。

○山本指導課長 はい。ありがとうございます。大変失礼いたしました。まず、事業者につきましては、株式会社JMCというような事業者になります。こちらにつきましては、これまでも、一部ではありますけれども、本区においてICT支援に携わっていた事業者

になります。

それから、今ご指摘いただきました負担につきましては、当然、事業者側で負担していただくということで事業者にも伝えております。

委員長、指導課長です。

○たかざわ委員長 指導課長。

○山本指導課長 もう一点、失礼いたしました。期間につきましては5年間の契約となります。

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 5年間となってしまうと大変不安ですよ。大丈夫か、って。そもそも端末自体はそんなに悪いものをよその区に比べて購入しているわけじゃないですよ、時期についても。まあ、教育の千代田と言われるぐらいすばらしい対応で、補正でどーんと購入して一斉に、去年のコロナの不安定な端末、パソコンのね、ときから、かなり子どもたちは、ああ、みんな同じのでよかったという形なんですけど、これ、事業者が相当問題あると思いませんか。4月に年度初めに入って9月にリプレースかけて、で、また故障して、で、まだ、後で聞きますけれども、そのほかにも不安な材料はたくさんあるんですよ。これ、業者を替えるのも含めて考えないと、うがい委員が言ったように、サーバ不足、サーバの容量も半導体不足でとって、ほんと、大丈夫ですかと。

本来だったら、この安定供給になった上で、先生方の授業の内容についての、どうなんだと、これで本当にGIGAスクールなのかとやらなくちゃいけないときに、その前提条件すら入らないんですよ。1学期終わったら、すぐ回収だったわけですよ。そんなところで、契約の中身について、5年間で瑕疵担保等々含めて、どういうふうになっているのか。これ、全庁的にシステムの部分も含めてやらないと、これ、ゆゆしきところじゃないと思いますよ。これは本当に補償、幾ら、じゃあ補償してくれるんですかという話ですよ、この機会の、子どもたちのに、損失に対して。

併せて言っちゃうと、Wi-Fiの環境もそうだったらいいじゃないですか。学校のWi-Fiでやるとフィルタリングがかかっているけれども、違うWi-Fiをつないじやうと何でも見れちゃうような状態だったそうじゃないですか。どうしてそんなことが小学校で起きるのかというのが、不思議でしょうがないんですよ。仕様書の問題なのか、事業者の問題なのか、何の問題なのかというのを、これを委員会で報告してもらって改善してもらわないと、ただすみませんと言っている、事業者に改善を求めますと申し入れているという次元じゃ、もう、ないと思いますよ。見ちゃっているんだから、子どもたち。違うWi-Fiの環境に行って。本来のGIGAスクールじゃない目的で使っていて。そういう実態把握も含めて、どういうふうになっているのかというのを、契約書をもう一回改めて見直してやってもらわないと、ちょっとこのままこの事業者で、はい、そうですか、頑張ってくださいと、10月かもしれないし、11月かもしれませんが、頑張ります、意気込みだけで言われても、もうその時期は遅いと思いますよ。5月だったらいいかもしれないけど。夏休み明けて、もう一発やっているんですから。

○佐藤教育担当部長 ご指摘ありがとうございます。事業者の問題、大きいですが、我々に責任がないということでは決してございません。その辺の検証、確認というのは必要だと思います。

で、このリプレースに関しましては、8月31日に納期ということで契約しております。まだ完成品として供給が完了しているという状態ではありません。それに関しては、契約の条項で遅延損害金等発生するような契約を締結しておりますので、それに沿った形で相手方に求めていくようなことになると思います。ご指摘、いろいろ、今頂きましたけれども、今すぐ直ちにここで詳細に答えられないという部分もございますので、次回の委員会までにご指摘の事項を含めてもう一度ご報告させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○林委員 事務方としては当然やっていただいている。これはもう学校の先生も一生懸命やっていただいていると、これはよく分かるんですけども、契約全般の在り方について、どこまでできるのかというのだけ確認したいんですよ。そうしないと、ずるずるずるずるいって、5年契約だと来年も契約しなくちゃいけないわけでしょ。こっちからどうのこののじゃなくて。

○佐藤教育担当部長 この事業者に関しましては、担当課長もご答弁しましたけれども、リプレースが終わって、稼働も5年間ということの契約になっております。今後の5年間の契約についても、どうなるかというところで、それも、我々の対応できるところというのは、すぐ調べまして、それも含めてご報告したいと思います。

○林委員 併せて、じゃあ。委員長。

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 じゃあ、併せて。よその自治体で5年契約が通常なのか、3年なのか。要は端末の更新というのがありますよね。1年生入って、4年生でたしか切り替わるんですけど。学年の途中で。小学校の場合は。そうすると、そこに合わせた契約になっているのか、5年というのが長いのか短いのかというのも含めて、ちょっと、よその自治体のこういうトラブル事項も含めて、委員会に報告していただいた上で、来年度予算、編成されている真っ最中でしょうから、ちょっと真剣に考えたほうがいいと思いますよ。もう本当に遊びの端末で、子どもたち、勉強の端末という理解にならなくなっちゃっているのかもしれないので、もう。親にもばれない、いいものが見つかったと。箱が。という形で、それこそ CHIIYODA Free Wi-Fi につながれば何でも見れるそうですから。ね。学校のはフィルタリングがかかっている。こういう一個一個点検を、項目を、システムとか、全庁的に確認を取っていただかないと、かなり、相当まずい状態だと思いますので、早いうちの軌道修正と報告をお願いしたいです。

○佐藤教育担当部長 今ご指摘いただいた点も含めまして、ご報告させていただきます。我々、きちんとやらなければいけないこと、たくさんあると思いますので、今後の契約も含めて、至急検討し、また対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 本当に皆さんおっしゃるとおり、本当に今回のことはお粗末と言わざるを得ないと思います。問題があると思いますけれども、一方で、この事業者が、もちろん大きな責任はあるんですけども、やはり今回の1人1台タブレットというのを本当に急いでやってきた、その問題がやっぱりこういうところにも出てきちゃったのかなと私は思うんですよ。

特に、この(2)の、他校にプリントアウトしちゃったと。これは本当に、下手すれば

個人情報漏れるような事態じゃないですか。今回、顔認証もやっていらっしゃるということなんですけど、顔認証をやるということは、その子どもの顔がデータ化して、もしかしたら漏れるかもしれない。こういうおそれもあるわけで、幾らこの会社、事業者に対して直すのを求めるといっても、本当に大丈夫なのかという疑念がやっぱりあると思うんで、いま一度、本当ね、じっくりと、このリスク管理の問題とか、子どもたちが自由に使える問題とか、そういうのをどうなのかというのは、しっかり検証すべきだと思いますけれども、いかがですかね。

○山本指導課長 ありがとうございます。

1人1台タブレットにつきましては、本区におきましては、区議会議員の皆様をはじめ、多くの方々にご理解いただきまして、子どもたちに早く配付することができました。これを、区といたしましては、ただ使えばいいということではなくて、より効果的な学びのための手段ということで、教員にも研修を重ね、よりよい授業構築のために活用していきたいというふうに考えておりますので、そこにつきましては、このような状況ではあります。これからも引き続きしっかりと学校のほうを指導・支援していきたいというふうに思っております。

また、検証につきましては、先ほど来お話しさせていただいているとおり、改めてしっかりと精査し、またご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○牛尾副委員長 いいです。

○たかざわ委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 そうしましたら、この問題は、今、宿題も出されたと思うので、きっちりと、次回まとめてご報告していただきたいと思っております。よろしいですね。はい。

それでは、(4) ICTリプレイスに伴うタブレットPCのログイン障害等について、質疑を終了いたします。この問題は、改めて次回ご報告を求めます。

次に(5)番、令和3年度学校生活アンケートの結果(概要)について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 続きまして、私から、今年度1学期に実施いたしました学校生活アンケートの概要について報告をさせていただきます。

今年度も、昨年度に引き続き、区立小学校・中学校・中等教育学校の全学年で学校生活アンケート(ハイパーQU)を実施いたしました。

この学校生活アンケートは、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度の三つから構成されており、児童・生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態を把握することができ、今後の学級経営につなげることができるものとなっております。

ちなみに、質問項目につきましては、小学校1年から3年まで、4年から6年生、そして中学校全学年というふうに、その発達段階により若干異なっておりますが、例えば小学校4年生を例に取りますと、学級満足度尺度では、「いろいろな活動に取り組もうとしている人がたくさんいる」などの14項目、学校生活意欲尺度では、「良い成績を取ったり勉強ができるように努力している」など9項目、ソーシャルスキル尺度では、「みんな

のためになることを見つけて実行している」など16項目から構成されております。

小学校1年生から中学校・中等教育学校の3年生までの学年ごとの結果は、(別紙)のグラフのとおりです。

(別紙)をご覧ください。赤色の四角の部分が全国の平均、青色の四角が千代田区の平均となります。

「学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている」学級生活満足群は、全ての学年で全国平均を5%以上上回っており、区内の児童・生徒の多くは学校生活に満足していると考えられます。

一方、「いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない」非承認群、これは四角の右側になりますけれども、この非承認群は、小学校では1年生と6年生、中学校・中等教育学校では1年生で全国平均を上回っており、学級内で認められていないと感じている児童・生徒が見られることが課題であるというふうに考えております。

各学校では、この結果を受け、学級経営支援アドバイザーを講師として招聘し、学級経営に対する具体的な指導・助言をいただいているところでございます。また、希望する学校においては、第2回のアンケートを2学期に実施する予定です。

今後も、アンケートの分析結果を基に、よりよい学級経営に向けた取組を進められるよう、学校には働きかけてまいります。

本件についての説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

質疑ございますでしょうか。

○秋谷委員 満足度のほうは、全国と比べて上というのは、まあ、主観も含まれることですし、いいのかなとは思いますが、侵害行為に関しましては、全国より下だからいいというより、ゼロじゃなきゃいけないことなんで、その点に関しましてはどうお考えでしょうか。

○山本指導課長 ご質問いただきまして、ありがとうございました。

今ご質問いただきました侵害行為認知群、資料に記載のとおり、「いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い」というような児童・生徒の集まりということになっております。もちろん、ここにつきましては、できるだけゼロに近づくということを目指して我々も考えておりますし、学校にも指導をしているところです。ただ、要因が様々であるというふうに認識しておりますので、一人一人寄り添いながら指導していくことで、できるだけこの侵害行為認知群についてもゼロに近づけてまいりたいというふうに考えております。

○秋谷委員 アンケートを取っていただいて、その状況がよく分かってというのもすごく大事なんですけども、やっぱり個人個人が本当にいじめられないで、もうゼロに近いところまで、ゼロにさせていただかないと、こればかりは困ることなので、ぜひとも、このアンケートを基に、もっと目を光らせるというか、アンテナを高くして、頑張っていただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○山本指導課長 ありがとうございます。

もちろん、教育委員会も学校と連携して、しっかりと指導していきたいというふうに考えておりますし、学校といたしましても、先ほど説明させていただきました学級経営支援

アドバイザー、こちらの指導・助言も受けながら、よりよい学級づくりに向けて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

○小野委員 今年もアンケートの結果の共有、ありがとうございます。

こちらの表紙にあります、裏面ですね、下の各学校での学校アンケートの結果を受けて、学級経営支援アドバイザーをというふうに書いてあるんですけど、これはたしかそれぞれの個人がどういうふうに答えているか、いわゆる児童・生徒が一人一人どういうふうに答えているかというのが分かったんでしたでしょうかね。ちょっと、それだけ確認です。個人の特定ができるかどうかということです。

○山本指導課長 このアドバイザーにつきましては、学級全体の結果を見ていただきまして、それで、授業の観察をしていただいたりですとか、その上で、担任の先生に指導・助言をしていただくというような形になっていると認識しております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

去年——指導課長、すみません、今年からでいらっしゃるんですけども、去年、たしか学級経営だけではなくて、それぞれの個人で、サポートが必要だったら、先生がやっていますというようなことをちらっと聞いたような記憶があるんですけども、ちょっと間違っていたらなと思ひまして、この場で、もう一度確認でした。

先ほど秋谷委員からもありましたけれども、全体を捉えると、確かに満足度は高いんですけども、その中に数人が紛れて、やっぱりちょっと違う状況になっているというところがあるかと思ひますので、場合によっては、その人たちの、その児童・生徒へのピンポイントの支援というのが、場合によっては必要なのではないかなというふうに感じました。その辺りについてはいかがでしょうか。

○山本指導課長 はい。ありがとうございます。

アンケートの一人一人の回答状況につきましては、担任がしっかりと把握できますので、それを基に、担任も子どもたち一人一人に寄り添った指導・支援ができるというふうに考えております。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。結構です。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○うがい委員 二つあります。

二つ目はそんな、簡易なんですけど、一つ目は、学校経営支援アドバイザーの方をつけて、これから対処していく——対処なんだろうけども、あくまでも学校経営に限定しているわけでしょうから、その後の、何でしょうね、個人個人の例えば生活とか家庭とか、あるいは子育てをされていらっしゃるお父さん、お母さんにまで、何かこう行き渡るような、そういうところまでできると、単に起こっていることに対処ということ、これはこれで必要な局面はあるかもしれないんですけど、何かそんなふうに、そのことが起こる原因というか、前提のところまで行けるようなアドバイス、この人がそういうのではないんじゃない

かと、名前からすると、そう見えますけれども、そんなような対応はこの後続いていくのかどうかというのが、一つ気になっているので教えてほしいということですね。

二つ目は、学級満足度尺度とか学校生活意欲尺度とかソーシャルスキル尺度という、この構成で取るアンケートって面白いなと思ひまして、学校だけじゃなくて、何かこの尺度で取るのをほかの場面でも生かせないかなんてちょっと思ひまして、区民の何かのアンケートを取るときも、庁内のアンケートを取るときも、この尺度で取る、このアンケートをうまく転用できたら面白いなとも思ひしたので、何か、その辺、何か見解があれば教えてください。

○山本指導課長 はい。ありがとうございます。

まず、ご質問いただきました1点目なんですけれども、アドバイザーの指導・助言を基に、当然、学級担任といたしましては、一人一人、個の状況を確実に把握し、もちろん、それが家庭環境ですとか、そういったところに起因しているものというふうに考えられる場合には、関係諸機関につないだりですとか、そういった適切な対応をしていくというふうに認識しております。

それから、2点目につきましては、私自身は、この、学校での活用事例しか把握しておりませんが、ほかでもあれば、活用していただければと思ひますが。

○たかざわ委員長 小野委員。

○小野委員 今、うがい委員から、ほかで活用できないかというところで、ちょっと学校に戻りまして、これ、学校の先生ですとか、いわゆる教育関係者に向けて、これを取っているというような事例というのはございますか。

○山本指導課長 それは子どもたちではなくて、教職員にこのアンケートを実施するというのでしょうか。

○小野委員 そうです。

○山本指導課長 はい。そこについては、そういった事例があるかもしれませんが、私のほうでは、大変申し訳ありません、把握をしておりません。

○小野委員 はい、承知しました。

最近、先生も体調を崩されて、それが、体だけではなくて、心理的にというところも結構増えてきているんじゃないかなと思ひます。やっぱり先生たちのメンタルヘルスというところも大事なんですけど、いわゆる一般的なケアだけではなくて、こういうものを同じような時期に取って、そして見比べるというのも、もしかしたらありなのかなと思ひましたので、もしよかったら、ぜひ、ほかでそういう事例がないか、また、場合によっては、ちょっとテストで――テスト導入で、こういうものを試してみるというのもありかなと思ひましたけど、そこはいかがでしょうか。

○山本指導課長 ありがとうございます。

今ご指摘いただきました教職員のメンタルヘルスにつきましては、教育委員会といたしましても、あるいは全般的な問題といたしましても、非常に大きな問題であるというふうに認識しております。そのために、いわゆる働き方改革だったりですとか、そういったところも叫ばれているところでありまして、区としても、学校、あるいは一人一人の教職員の健康の維持管理というところでも、指導・支援をしているところでございます。ご指摘いただきましたこのアンケートが活用できるかどうかについては、（発言する者あり）少



し研究をさせていただければと思います。

○小野委員 ありがとうございます。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(5) 令和3年度学校生活アンケートの結果(概要)について、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わり、地域振興部の報告に移ります。

その前に、皆さん、休憩を取ったほうがよろしいですか。トイレ休憩はどうしますか。(発言する者あり) いいですか。(発言する者あり)

じゃあ、地域振興部の報告に移ります。

地域振興部、(1) 指定管理者施設に関するモニタリングについて、理事者からの説明を求めます。

○菊池コミュニティ総務課長 それでは、指定管理者施設に関するモニタリングにつきまして、地域振興部資料3-1に基づきましてご説明申し上げます。

指定管理者制度につきましては、協働型委託の類型と位置づけられまして、受託者の自主性を引き出すとともに、事業の履行状況を的確に把握することが求められているところでございます。

私からは、指定管理者のモニタリング制度の概要についてご説明申し上げます。

まず、資料の1番のモニタリングの全体像でございますが、区では、指定管理者が適切に管理運営を行っているかどうかをチェックするために、制度に共通したモニタリングを実施しております。その中で運営状況の把握に努めているところでございます。

その内容といたしましては、(1) 事業報告や現場の確認を通じて区の責任として事業の実施状況を把握すること。それから、(2) 利用者アンケート等を通じて区民の声を把握すること。そして、(3) 経営状況や労働環境については専門家からのアドバイスを受けることで構成されているところでございます。

この中でも、2番、専門家によるモニタリングにおきましては、施設経営とリスク管理をチェックする公認会計士等による経営財務モニタリングと、現場の労働環境をチェックする社会保険労務士等による労働環境モニタリングの二つを実施いたしまして、その実効性を確保しているところでございます。

次に、3番、この専門家によるモニタリングのスケジュールでございますが、指定の1年目に社会保険労務士による労働環境モニタリング、指定の2~3年目に公認会計士等による経営財務モニタリングを実施しているところでございます。なお、指定期間が10年間の施設におきましては、このサイクルを5年ごとに実施するというようにしております。

右側の下段です。こちらに各指定管理者施設のモニタリングスケジュールをお示ししております。

地域振興部所管の施設につきましては、令和2年度に内幸町ホールが労働環境モニタリングを実施いたしましたので、この後、所管課よりご報告いたします。

また、別紙といたしまして、各指定管理施設の運営状況を添付しております。こちらは参考資料として添付しております。こちらにつきましては、各所管からご説明申し上げます。

す。

まず、コミュニティ総務課所管の千代田万世会館の事業報告概要についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、参考資料の千代田万世会館の部分をご覧ください。

1番、指定管理事業者は、株式会社日比谷花壇でございます。

2番、管理施設の概要、3番、管理体制の状況は、ご覧のとおりでございます。

4番、事業実績でございますが、ご覧のとおり、令和2年度は、コロナ禍の影響によりまして、利用実績が低迷している状況でございます。

5番、収支状況でございますが、利用者収入等に、コロナ禍における損失補填額を追加した収入から人件費や維持管理費等を控除しまして、約230万円ほどプラスの収支となっております。

次に、6番、指定管理者の自己評価につきまして、かいつまんでご説明いたします。サービス提供につきましては、コロナ禍によって自主事業の縮小が余儀なくされた一方で、感染症対策を万全に行ったこと。収支に関しましては、収入については、コロナ禍の影響で葬儀件数も減少しまして、事業収入が減少しました。支出に関しましては、きめ細かな経費削減努力の結果、計画費の91.6%の支出に抑えられたということでございます。収入減少の損失補填の結果、黒字を維持できたことなどが挙げられております。

最後に7番、区としての評価でございますが、利用制限が求められる中で、迅速に感染症対策などを実施しまして、利用者が安心して施設が利用できるような環境整備に努めていることは評価できると。今後も感染症拡大による影響が懸念されるところでございますが、会館運営に支障を来さないよう、これまでの運営ノウハウを生かした利用者サービス提供に努めてほしいとしております。

私からの説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明いただきました。

文化振興課長。

○大塚文化振興課長 それでは、おめくりいただきまして、次の千代田区立内幸町ホールの令和2年度事業報告概要をご説明いたします。

まず、施設の管理者概要でございますが、株式会社コンベンションリンクージ、以下、ご覧のとおりでございます。

施設の概要、目的、業務内容——はい。（発言する者あり）あ、そうか。

委員長、大変失礼いたしました。先に労働環境モニタリングを報告するところでございますので、訂正して、改めて報告させていただきます。

○たかざわ委員長 はい。

○大塚文化振興課長 令和2年度内幸町ホール労働環境モニタリングについて、地域振興部資料の3-2に基づき、ご報告させていただきます。

資料、左側でございます。労働環境モニタリングの概要、モニタリングの流れ、モニタリングの視点につきましては、記載のとおりでございます。

資料、右側の4の結果（指摘事項と改善策）でございます。

（1）職員の処遇・勤務形態等については、適正な管理がなされていると評価され、指

摘事項はございませんでした。

(2) 身分の安定性については、全体として良好であると評価されましたが、管理職の1日の労働時間数と1ヶ月の総労働時間を記録に残しておらず、労働安全衛生法に定める医師面談対象となる長時間労働把握のため、月の労働時間合計を把握する必要がある、とのご指摘を受けました。これにつきましては、速やかに出勤簿へ労働時間合計を記載することで改善いたしました。

(3) 職員の労働環境・安全衛生については、管理は適正に行われていると評価されましたが、36協定は適正に更新手続きが行われているものの、協定書のうち時間外労働をさせる必要のある具体的事由と、業務の種類の欄を形式的に記載している点について、実態に即した記載に変更が必要とのご指摘を受けました。これにつきましては、実態に即した記載に変更し、社会保険労務士に確認の上、労働基準監督署に提出いたしました。

(4) 外国人労働者・障害者等の関係については、特に問題となる点はなく、ご指摘はございませんでした。

最後に、5のモニタリング結果の活用ですが、結果は事業者へ通知され、改善策を反映した改善計画が提出され、改善が図られているところでございます。さらに、労働環境を見直し、安全・安心な職場づくりと働きやすさにつなげていくこととしております。また、モニタリング結果は、今後、区のホームページでも公表してまいります。

労働環境モニタリングについてのご報告は以上でございます。

続きまして、令和2年度指定管理施設に係る事業報告概要でございます。

内幸町ホールにつきましては、指定管理者の概要、管理施設の概要、管理体制の状況につきましては、1ページ目の1、2、3に記載のとおりでございます。

4の事業実績等でございますが、内幸町ホールにおきましても、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けまして、ご覧のとおり、利用率、利用実績等が大幅に落ち込んだところでございます。

裏面をご覧いただきたいと思っております。収支の状況でございます。こちらは、緊急事態宣言の発令等によりまして休館等を余儀なくされ、収益等にかかなりの影響が出ております。こちら、収入、支出、ご覧のとおり、こちら、実際に受けました損失分、そこに休館中等の維持管理経費等の節減分、開館していない分、費用がかからなかった分を差し引いた部分、こちらを、区のほうといたしましても、損失補填として拠出したところでございます。

6、指定管理者による自己評価でございますが、サービスに関しましては、キャンセルが、感染拡大のため、臨時休館や夜間の利用休止等ありまして、多数ある中、利用者の方々への連絡や返金の手続、利用案内の利用に当たっては、ガイドラインの説明等を丁寧に行って、お客様にご理解を頂く努力をしたということ、そして、感染予防対策をしっかりと講じた結果、大きな混乱や利用者の苦情もなく対応ができたということでございます。こうした結果、利用者アンケートでは、スタッフ、現場の対応について、9割以上の方に「とてもよい」という評価を頂き、感染症対策を講じつつも、高いクオリティのサービスの提供ができたと評価しております。

収支に関しましては、支出面では、臨時休館や利用制限を実施した結果、光熱水費、事業費、維持管理費等が、前年度と比べて3割減少いたしました。今後も、新型コロナウイルス感染症の対策に収支面で厳しい状況が続くことが予想されるため、より一層効率的な

運営を行い、コスト削減に努めると評価しております。

区としての評価でございます。感染症対策で、ホールの主催事業については一部中止を余儀なくされましたが、実施できた事業については、デジタル浮世絵の開設講座やインド大使館と連携した国際交流など、独自性の高い魅力的な事業を、コロナ禍においても、区民に文化・芸術に親しむ機会を提供できたことは評価できると考えております。今後も新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少が懸念されますが、ホールの運営に支障を来さぬよう、区としても支援をするとともに、引き続き適切な感染症対策を講じながら、質の高い利用者サービスの提供をお願いするものでございます。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。続いて、これ、スポーツセンターとかというのも説明を頂けるんですか。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 はい。概要を。

○たかざわ委員長 はい。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 お手元、令和2年度指定管理施設に係る事業報告概要でございます。

スポーツセンターでございますが、1番、指定管理者の概要でございますが、ご覧のとおりになります。

2番、管理施設の概要です。こちらは業務の内容になります。先ほどの議案の審査の中で申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

3番、管理体制の状況でございますが、館長以下、常勤9名程度で行っているということで、一部、設備関係の維持管理部門は除いたスタッフで、常勤9名という形になります。3のアでございますが、主催事業でございますが、残念ながらコロナ感染症の影響で、軒並み中止となってしまいました。

裏面をご覧いただきたいと思っております。事業実績でございます。令和2年、元年、平成30年と、それぞれの利用実績を入れさせていただいております。残念ながら、やっぱりコロナの影響で、令和2年、かなり利用率が落ちているような状況でございます。

その影響で、5番、収支の状況でございますけれども、指定管理料の下、五つ目のところなんですけど、令和2年3月から、令和3年3月、「売上補填」と書いてございます。こちらのコロナ対応という形で補正予算を頂いた、損失補填でございます。区からの閉館要請を受けて、館のほうで休館になったというところの影響5,196万有余円というところが補填という形になってございます。そういった上で、収支、差額が赤字になったという状況でございます。

6番目、指定管理者による自己評価でございますが、利用者に対して十分なサービスが提供できなかったということでございます。コロナ禍の影響でということになります。休館など施設が利用できなくなり、還付が発生するのを防止するために、利用当日の支払いに変更を行ったり、そういった運営上の工夫をしてみました。収支に関しましては、前年の2月末からの新型コロナウイルス感染拡大による団体利用のキャンセルや個人の利用中止などにより、利用が大幅に減少いたして、先ほどご説明したような収支状況になってございます。

区の評価といたしましては、収入の減少が避けられない状況でも、プログラムの時間変

更等により収入の確保に努めていたところは評価したというところでございます。

なお、毎年やってございます利用者懇談会、こちらについても、コロナの影響で行えなかったんですが、アンケートにつきましては行ったところ、利用者満足度は、まあ7割強頂いていたというような状況でございます。

スポーツセンターについては以上です。

○たかざわ委員長 続けて、生涯学習館も、はい、どうぞ。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 すみません。九段生涯学習館でございます。

1番、指定管理者の概要につきましては、ご覧のとおりでございます。

2番、管理施設の概要につきましては、先ほど議案審査のときにご説明いたしましたので、省略させていただきます。

3番、管理体制の状況でございますが、館長、副館長以下、常勤6名、非常勤9名、これは維持管理部門を除くという形になります。

4番、事業実績でございますが、残念ながら、やはりコロナの影響で、令和2年、利用率が下がっているというところでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。主催事業でございますけれども、いろいろ工夫を重ね、行うところは行ってきたところですが、残念ながら大半が中止になったというような状況でございます。とはいうものの、収支につきましては、コロナの有無にかかわらず、いろいろな工夫をもって事業収入等々もあったところから、損失補填も得ず、収支については黒字という形になりました。

指定管理者による自己評価でございますけれども、利用件数の減少を最低限にとどめられたということでございます。あと、館内のWi-Fi環境を迅速に整備したといったところで、ポストコロナの対応ができたのではないかとということで、一部、講座をオンライン化に切り替えたといったところが事業収入を確保できたといった点でございます。収支に関しましては、年間を通じ、コロナウイルス影響による収支計画とのずれを管理しながら進めて、損失もなく終えることができたといったようなところでございます。

区としての評価でございますけれども、開館40年という節目の段階で、いろいろコロナの影響もあったところですが、館内のWi-Fi環境整備により、お客様対応を迅速に変更したおかげをもちまして、事業的に収支は良好だったといったところで、次年度の事業展開にも資するような形ではないかなというふうに評価しているところでございます。

以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明を頂きました。

文化振興課長。

○大塚文化振興課長 それでは、最後になります。令和2年度の千代田区立図書館の事業報告概要をご報告させていただきます。

施設名、指定管理者の概要、施設の概要につきましては、ご覧のとおり、1番、2番のとおりでございます。

3、管理体制の状況につきましては、ゼネラルマネージャーをトップに、館長、各部門責任者を軸に、ご覧のと通りの体制で運営しております。ゼネラルマネージャーが5館の全体の調整役として機能しているというところが特徴でございます。

4、事業実績等でございますが、やはり令和2年度、図書館各館もコロナ禍の影響を大きく受けまして、来館者数が大きく落ち込んでいるところでございます。

裏面をご覧くださいと思います。5の収支の状況でございます。やはり、緊急事態宣言等の発令による臨時休館や、また、ご利用者の方への利用制限などがございまして、ご案内のとおり、収入のほうは、合計の上に「損失費用補填額」と書いておりますが、補正予算で措置したところでございますが、損失補填を5,450万余行っております。

6、指定管理者による自己評価でございますが、新型コロナウイルス感染防止のための閲覧席の座席数を50%以下に抑えて開館したところが全体の6割、70%以内の席の間引きで開館したところが約2割、休館が約2割と、年間を通じて緊急事態等対応の運営となり、数値実績は大幅に減少となりましたが、実質的な開館日数の減少や開館時間の短縮割合にすると、ほぼ全ての割合が実績を上げることができたというふうに自己評価しているところでございます。

○たかざわ委員長 課長、マイクに向かって話していただけますか。

○大塚文化振興課長 すみません。

こうした緊急事態宣言等のコロナ禍において、図書館が利用できない方からのレファレンス希望や、電子図書（Web図書館）のニーズが高まり、千代田区立図書館としては、こうした傾向、ニーズに少なからず頑張って対応したと考えております。また、貸出冊数の落ち込みが比較的緩やかとなった一因としては、外出せずに家の中で読書・仕事をする人の割合が増えたことのほかに、企画展示のクオリティー向上により、展示資料貸出数が増えたことによるものと評価しているところでございます。また、全体として来館者調査、アンケートによる利用者満足度が95%前後、職員対応への満足度も95%を超えており、区立図書館の運営クオリティーが、コロナ禍にあっても低下していないことが考えられると。今後も、平常時に戻ったときへの準備を確実に進めてまいるとしております。

収支に関しましては、収入においては、新型コロナウイルスの関係で、貸し施設の利用中止や日比谷カレッジをはじめとしたイベントの中止、特別研究室の利用制限など、レストラン・ショップ&カフェの営業中止を含め、事業収入が予算の全体の2割～3割程度減収、落ち込んでおります。しかし、特別展はコロナ禍の制限の中でも入場者数は順調で、入場料収入は一定程度確保できております。休館や時短営業時間の補償として、国の雇用調整助成と区からの補填を受けて、収入のほうを充足しております。

支出につきましては、収入が7割から8割減収となったのに対し、事業費は2割程度の削減となっております。感染防止対策費につきましては、予算化されていない経費でありましたが、区からの補填を充当して対応ができました。また、資料費に関しては、Web図書館のデジタルコンテンツを増やしたり、また、現在、仮施設で運営している四番町図書館の資料を積極的に増やしております。また、コロナ禍による学校図書館の閉鎖を（発言する者あり）、考慮して、まちかど図書館の児童図書等も充実させております。収支の差額は二万九千余の赤字となっております。

最後に、区としての評価、今後の方向性でございます。従来のサービスが困難なコロナ禍において、Web図書館での貸出や電話・メールによるレファレンスなど、来館不要のサービスへのニーズが高まっております。Webコンテンツの充実や職員のレファレンス能力の向上が、さらに望まれると考えております。また、5年間の、今年度は指定管理期

間の最終年度でもあるため、これまでの業務実績を踏まえ、区立図書館5館が一体となった、コロナ禍においても、より一層の運営体制の強化と図書館のサービスの向上に努めていただくことを要望いたしております。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、事業報告の概要とともに、指定管理者施設に関するモニタリングについて、質疑があればお受けいたします。

○林委員 事業報告概要のほうの、区としての評価、今後の方向性って、これ、どういう立場の人が記載されているんですか。

○菊池コミュニティ総務課長 万世会館につきましては、会館業務を担当している担当係長、それから私を通じて記載しております。

○林委員 そうすると、各係長と課長が、それぞれ施設ごとに記載している。

○菊池コミュニティ総務課長 はい。基本的にはその認識でございます。

○林委員 そうすると、それぞれの、こう、かなり違和感があるんですよ、全体をこう、ぱーっと見ると。要は、期待するとか求めているという記載のところもあれば、説明のあった要望、何とかコロナ対策をしていただいているって。いや、いただいているんですかねと、お金を払っていてと。まあ、口のやり取りではあるんですけども、区の方向性でね、分かりやすく言うと、内幸町ホール、ここはコロナ、キャンセル対応していただいている。で、最後に図書館のところも要望ですという形で、継続に努めていただきたいとか向上に努めていただきたいとか、お願いベースのところと、まあ、これをやってよねというオーダーのところと、あんまり指定管理者の中でも立場というのは随分違うものなんですかね、区がお願いベースで行くところと、強く求めるところと。

○菊池コミュニティ総務課長 全体の記述として、こういったところでなかなか統一性が取れていなかったところは申し訳ございません。次年度以降につきましては、こういったもの、全体を通じまして、部長の目も含めまして、統一感を持たせるような記述にしていきたいと考えております。

○林委員 いやいや、部長、部のところで、区としてね、区として指定管理者に言っているわけなので、どこの部門かというのは、それはお任せしますけども、要は言わんとしているのは、お願いベース、やってもらわなくちゃいけないところと、まあ、やらせてやっているというのは失礼ですけども、これやってください、あれやってくださいとオーダーを強く出せるところの位置づけがこの文章に表れているのかなという感じを受けたんで、どうなのかなと思ったんですよ。係の方、いやいや、これやってくださいよと、それは会社に対して言うんですから当たり前なんですけども、ちょっとこの評価と方向性という位置づけが、どういうふうに統一性が取れているのかというのが読み取れないんで、来年じゃなくて、この報告書に限ってでいいですから、来年は来年で考えてもらえればいいんで、どういう位置づけなのかなというのが。

○菊池コミュニティ総務課長 委員ご指摘のとおり、なかなかちょっと読み取りにくい部分があったところは否めません。特に、今年度につきましては、コロナ禍の影響がありまして、事業者にはこのことを強く求めるというような言い振りがなかなかできない背景がございました。社会状況の変化もあると思いますので、そこら辺を踏まえた明確な記述と

いうのを目指していきたいと考えております。

○林委員 いろいろ工夫していただければ、区民の皆さんも見て、いろんな要望が区の方  
向性と合致していりゃいいんですけど、例えばですよ、図書館の最後に、「サービス向上  
に努めていただきたい」となっていると、それは当たり前じゃない、とかって思われちゃ  
うと、多分意図と違ってくると思うんですよ。こういう点を求めますとかという形にな  
れば、ああ、なるほどねと、区のほうも指定管理になってよかったねという形になるのか  
なと思うので、これは一つ。

もう一つ、ちょっと分からないので、申し訳ない、先に聞かなくちゃいけなかったのか  
もしれないんですけど、図書館のところ、この人事の管理体制のところ、ちょっと分  
かりづらいんで。

千代田図書館は館長だけいて、日比谷図書文化館というのは館長と副館長が必要なのが、  
何でなのかなというの。この千代田ルネッサンスグループのなの、それとも区の事情  
も含めてあるのかもしれないんですけど、どうなっているのかなという、この体系図。説明  
してもらえますか。

○大塚文化振興課長 千代田図書館と日比谷図書文化館で、日比谷図書文化館になぜ副館  
長がいるのかということですが、日比谷図書文化館は、ご案内のとおり、通常  
の図書館サービス、図書館機能のほかに、ミュージアム機能、特別展示室や常設展示室等、  
そういった文化館といったミュージアム機能の性格も持っていることから、そういったの  
が主な理由で副館長を置いているところでございます。

○林委員 いや、普通の組織体系図だとしたら、区の組織体系でも、ラインのところこそ  
うすると入ってこなくちゃおかしいと思うんですよ、ミュージアムだったら、館長の横の  
このミュージアム部門の上に副館長とか、何か下にぶら下げみたいになっているのがどう  
してなのかなというの。いや、事情があるんだったら休憩を取って説明していただけれ  
ばいいですし、ラインに入っているのか、入っていないのかです。要はぶら下げなのか、ぶ  
ら下げじゃないのかという、組織体系図の説明だと思いますので。

○大塚文化振興課長 これ、特にこの副館長を特出ししたというのは、特段の意味はござ  
いません。組織体系といたしましては、館長がいて、その館長の指揮の下に、下に副館長  
がいるという体系になってございます。

○林委員 ごめんね。すみません。図書館で本来のところをやりゃいいんでしょうけど、  
いや、すごく。そうすると、四番町図書館長というのが、まちかど図書館よりも上に行っ  
ているわけですよ、図書館長がいるから。この組織体系図というのがすごく分かりづら  
いんです。これ、概要でまとめていただいているんだしたら分かりやすくしてもらわないと、  
どこのラインにあるのか。偉いんですよ、四番町図書館長は。だから、左に出ているわ  
けですよ。副館長というのが下にぶら下げでラインが入っていないというと、ラインの  
ない副区長とかラインのない副頭取みたいな感じのイメージになってしまうんですけど、  
実際には専門があるんだとしたら、そこのライン上のところに記載しないと、概要になら  
ないんじゃないんですかねと。

○大塚文化振興課長 ただいま林委員のご指摘でございますが、まず千代田図書館長がい  
て、四番町図書館長というのは、この区立図書館の体系上、地域館という位置づけでござ  
います。そして、昌平と神田のまちかど図書館は、千代田図書館の分館という位置づけに



なってございます。やはり正確に申しますと、この組織の体系図、若干分かりづらくなっております。以降、正確な分かりやすいもので、記載、お示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

○小野委員 ちょっと1点だけ、確認です。

大体この指定管理者による自己評価、軒並み統一されているのは、感染対策に関することかなというふうに思いました。これはそれぞればらつきがあるんですけども、保健所と連携して各施設やっというのかどうかということをお聞かせいただきたいです。

○菊池コミュニティ総務課長 感染予防対策を各指定管理者の施設において取るときには、保健所と連携を取りながら実施しているところでございます。

○小野委員 じゃあ、保健所の指導の下でやっていると。一方で、それぞれの判断でやっていること、対策については、似ているものもあれば、独自で導入しているものもあるのかなというふうに理解しました。

この中でも、特に、どちらかという、内幸町ホールは、何となく密封度が高い感じがするということで、イベントもなかなかちゅうちょされたり、またそこにお勤めの方も、もしかしたら感染のご不安というのもあったんじゃないかなと思います。

これ、一例なんですけれども、紀尾井町ホール、これ、民間ですけれども、新しい日常店、千代田区の新しい日常店のClass I、IIともに——Class IIのほうかな、Class Iのほうかな、それをたしか取得して、ちゃんとそれを明記して、安心して使ってもらえるようにということを外に向けてやっていると思います。CO<sub>2</sub>の濃度を測れるものを設置したりですとか、そういう対策をされていると思うんですけども、何かそういう具体的な、千代田区がやっているものを実際に導入して、やりますという指定管理者はなかったでしょうか。

○たかざわ委員長 そもそも、指定管理施設の中でClass IIを取っているところはあるんですか。

○菊池コミュニティ総務課長 把握している限りでは、Class IIを取得しているところはなかったと認識しております。

○たかざわ委員長 小野委員。

○小野委員 はい、分かりました。どうしても飲食店の印象が高いのかもしれないんですけど、やっぱり紀尾井町ホールがそういうものを全面的に出しているところなんかを見ると、一つ、いい効果もあるし、それから千代田区がやっている、しっかり管理していますよというメッセージ性もあるので、この辺りの検討も今後余地ありじゃないかなと思いますけど、その辺りはいかがですか。

○菊池コミュニティ総務課長 今、大切なご意見を頂きましたので、参考にさせていただいて、今後導入できるかどうかの検討も含めてやっていきたいと思っております。

○たかざわ委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○牛尾副委員長 ちょっと、まず内幸町ホールの労働環境モニタリングのほうで、管理職

の労働時間を記録に残していないと。今後はちゃんと把握するようにするというのでしたけれども、これ、実際、長時間労働とか、なっていないですよ。

○大塚文化振興課長 ただいまの牛尾副委員長ご指摘のとおり、長時間労働等となった事実はございません。

○牛尾副委員長 分かりました。

それで、この労働モニタリングなんですけれども、5年間なら最初の年に1回行われるということなんですけれども、例えばこちらの事業報告概要とかで、収支とか内容とか、これは毎年の報告があるようなんですけれども、例えば労働環境モニタリングで言えば、この年やりましたと。で、改善されているかどうか、しっかりやれているかどうかというのは毎年チェックできるような体制はあるんですか。

○大塚文化振興課長 ええ。労働環境モニタリングの結果につきましては、改善計画が出され、また5年間の間、毎年、この視点からの、指定管理事業者とは情報交換や意見交換を各施設、行っているところでございます。また、千代田区の公契約条例に基づいて、そういった労働関係の諸法令が遵守されているか、きちんと台帳等の整備、記載等がされているかというチェックは毎年しているところでございます。

○牛尾副委員長 はい、分かりました。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、指定管理者施設に関するモニタリングについて、質疑を終了いたします。

次に、(2)番、千代田区スポーツ振興基本計画に対する意見募集の結果について、理事者からの説明を求めます。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 はい。それでは、千代田区スポーツ振興基本計画案に対する意見募集の結果につきまして、地域振興部資料4に基づきまして、ご報告申し上げます。

まず概要でございますが、パブコメ募集期間、令和3年7月20日火曜日から8月3日火曜日まで行いました。周知、周知場所、閲覧場所につきましては、以下のとおりでございます。提出方法については、直接持参、郵送、ファクス、電子メール等々でございます。

意見者数及び意見数でございますが、意見者数が合計3名、意見数が延べで4件ございました。1枚おめくりいただいたものが、その内容になってございます。

まず1番目でございますが、意見内容、こちらにつきましてはパラスポーツでございますボッチャ、これを用いた活動をとった個別事業の提案でございます。現在、えみふる等で行われているボッチャ体験会に加えて、他の場所でも体験会を実施できないか、また区民スポーツ大会のような形でできないかといったところです。それと、学校スポーツ施設等などで定期的にボッチャができる場所の確保と時間帯を確保してくださいといった要望。四つ目が、区内に勤務している社会人が働く、参加できるような形でチーム作り等々をできないかといったような個別事業提案でございました。

こちらにつきましては、パラスポーツの推進といった、この基本計画の中にございます

ので、計画上、事業の展開の中で検討していくといったところでございます。

裏面でございます。

二つ目、あるパフォーマーの楽曲を使ったエクササイズの提案でございます。こちらも個別事業提案ということになってございます。

三つ目も、競馬場直線コースを活用して競歩競技ができないかといった、こちらも個別事業案件でございます。

こちらについても、この基本計画の中で誰もが楽しく親しんでスポーツができるというような観点もございますので、この計画を回す中で検討させていただく、事業展開できるかどうかも含めて検討していくという形になろうかなと思います。

四つ目が、公園とか多様な民間活用、あと大使館ノウハウを活用して具体的な、いろいろなスポーツの計画案の検討を希望するといったところです。区内のスポーツ資源を活用する公民連携を取った提案を行っていただいております。

こちらにつきましては、より多くの方々にスポーツを楽しんでいただく環境づくりという観点から、非常に大切な観点でございますので、今後、個別施策の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、こちらの結果につきましては、広報千代田9月20日号に本件のご案内を掲載する予定でございます。

説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑ございますか。質問ございますでしょうか。

○うがい委員 パブリックコメント、いろんなのが出てきますけど、件数はまだ4件とかということでしたけれども、まさにこういう外からの意見とか、あるいは埋もれている意見を引っ張り出してくるようなことを、この指定管理者の皆様にもお手伝いできないものかと。何かそれぞれの企業さんはそれに精通した事業体を母体に持っていらっしゃるようですから、いろんな意見やいろんなユーザーというかスポーツ愛好家などもたくさん、何かこう、リーチするような、そういうようなことを持っていそうですし、それこそ本当にちよだすぽすたみらいさんたちとかに、別にパブリックコメントのようなスタイルじゃなかったとしても、何かこう、ふだんからのそういう情報を得て、それぞれの運営に生かす新たなコンテンツづくりをもっと提案してくる、あるいは広く集めてきてくださいよというようなお願いはできるものなのか、できないものなのか、これは指定管理外の話になっちゃうのか、その辺も聞きたくてお聞きしました。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 今回、指定管理者選定という中で、複数の事業者さんがやはりデジタルを活用して広報したいといったところもあるんですが、逆に意見も吸い上げてという提案も、中に入ります。やはり区としましては、やはりこの紙面等々だけではなく、そういった民間の事業者さんのいろいろなノウハウ、コンテンツも、ちょっとこう、活用できるかどうかも含めて利用していけたらなというふうに考えてございます。

○うがい委員 そのように思っている、大体、意識は合っていると思うんですけども、本当に、私たちが中でやるということじゃなく委託しているわけですから、得意分野を本当にいかに発揮していただいて、何だったら、この、本当に個別の、こん

なものができますよみたいなことも実際始まっていて、そのスポーツセンターの中でこんな動きが、オンラインなんですけれどもみんな体を動かすようなことが始まっていますとか、そういうことをどんどん、それぞれの指定業者さんたちにも意見を出してもらって、実際、実は始まっていますみたいな、そんなふうに進展していくと、コロナ禍、ニューノーマルに合わせた動きがもう始まっているんだなというふうになってくるんじゃないかと思うので、ぜひ、そんなふうにしていただきたいと思うんです。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 まさに、今回、指定管理者の選定に当たって、まず、提案の中に、まさに、何というんですかね、ウィズコロナを見据えた提案がございました。ちょっと詳しくはなかなか言えないんですけども、そういったものも協議の中で、本当に実現性に向けて協議する上で、やはりバーチャルな対応とか、いろいろな、ICTも活用したeスポーツとか、そういった観点も新たにこの基本計画の中でうたい込んでいますので、そういったものに対応していくというところを見据えながら、一緒にやっていきたいというふうに考えてございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○小野委員 このパブリックコメントなんですけれども、まあ、ちょっと件数が少ないのは、やっぱり募集期間も若干短いのかなというふうに思いました。どうしても、ほかの案件でも、パブリックコメントのこの期間というもの、特に7月20日にリリースをされて、そこから概要を読んで、そして自分なりに考えを伝えるというところまでを考えると、場合によってはもう少し時間を、猶予を持たせてもいいのかなというふうに思いましたので、ちょっと今後のパブリックコメントをされるときに少しご検討いただきたいというふうに思いましたというのが1件で、これについてどうお考えかということが1件ですね。

それからもう一点なんですけど、最後、あ、このパブリックコメントって、もう最終パブリックコメントでしたでしょうか。ちょっとこの2点をお願いします。

○依田オリンピック・パラリンピック担当課長 こちらのパブコメが最終になります。これをもって、一応、策定委員会等にお示しし、大きな変更点がないということでございますので、これで確定をさせていただくというようなスケジュール感です。

で、パブコメ期間でございますが、一応15日間ということで、この期間が一応、区で定めてございます参画と協働ガイドライン、そちらでうたわれている期間はクリアしているんですが、ただ、この15日間が長いというふうな認識はございません。日頃、我々が仕事している間にも、いろいろな苦情を頂いたり、アイデアは常日頃頂いてございます。そういったものも、ちょっと微力ながら、この計画の中に反映していくといったところです。

今後とも、これ、計画策定が終わったら最後ではなく、回しながらいろいろな意見を頂くような機会を設けますので、さらに中で検討しながら、さらなる個別施策という形で対応していきたいというふうに考えております。

○小野委員 ありがとうございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

パブリックコメントって、どの計画でも、いろんな事業でも、やっぱり、数が少ないですよ。その辺はちょっと知恵出ししてもらって、もうちょっと多くの意見を集めるというのを考えてもらってもいいのかもしれないです。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。それでは、(2)千代田区スポーツ振興基本計画(案)に対する意見募集の結果について、質疑を終了いたします。

以上で日程2番、報告事項を終わり、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 理事者の方、何かございますでしょうか。

○小原学務課長 新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖について、情報提供いたします。

区立学校1校が9月13日月曜日から17日、本日金曜日までの5日間、学級閉鎖となりました。教育委員会といたしましては、引き続き、学校、学校医、保健所等と連携、情報共有いたしまして、児童の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。はい。これはちょっとデリケートな問題なので細かいことは答えられないと思うんで、質疑がございましたらお受けしますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後3時35分閉会